

令和8年4月定例教育委員会会議

1. 日 時

令和8年4月30日（木）午前9時30分～午前10時30分

2. 場 所

河内長野市役所7階 行政委員会室

3. 出席委員

小川教育長、嘉名教育長職務代理者、大矢委員、河野委員、小山委員

4. 4月定例教育委員会会議録署名委員

教育長、嘉名教育長職務代理者、大矢委員

5. 事務局出席者

尾西教育推進部長、古城教育総務課長、篠崎学校教育課長、森口学校教育課参事、西川学校教育課参事、濱田社会教育第1課長、山本社会教育第2課長、太田社会教育第2課参事、松村教育総務課長補佐、早川教育総務課主幹

6. 会議要録

開 会

小川教育長

ただいまより教育委員会会議を開催することといたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和8年4月定例教育委員会会議を開会いたします。

(1) 前回会議録の承認

小川教育長

前回の会議録について、何かご異議、ご質問などございませんか。

特にご異議等がありませんでしたので、会議録を承認することといたします。

(2) 署名委員の指名

小川教育長

4月の会議の会議録の署名は、私のほかに嘉名教育長職務代理者と大矢委員にお願いします。

嘉名教育長職務代理者、大矢委員

了解しました。

(3) 教育長報告

小川教育長

次に教育長報告にうつります。

令和8年3月26日から令和8年4月29日までの間の活動の主なものを申し上げます。

まず3月26日木曜日は、総合教育会議に出席しました。定例教育委員会会議に出席しました。市議会本会議最終日に出席しました。

27日金曜日は、学校給食会理事会に出席しました。

29日日曜日は、岩湧山茅場山焼きに参加しました。関西城郭サミットに出席しました（金剛寺）。

31日火曜日は、市退職者辞令交付式に出席しました。教職員辞令交付式・訓示式に出席しました。

4月1日水曜日は、新規採用教職員等訓示式に出席しました。新規採用職員辞令交付式に出席しました。

2日木曜日は、局部長会議に出席しました。

5日日曜日は、松ヶ丘地車130年記念里帰り曳行に出席しました（橋本市）。

6日月曜日は、府教育庁を訪問しました。府市町村教育委員会教育長会議に出席しました（アウィーナ大阪）。

7日火曜日は、庁議に出席しました。

8日水曜日は、公民館館長会議に出席しました（キックス）。臨時校長会に出席しました。

9日木曜日は、府都市教育長協議会総会・定例会に出席しました（アウィーナ大阪）。

10日金曜日は、市校長会に出席しました。河内長野ライオンズクラブ60周年記念式典に出席しました（ホテルロイヤルクラシック大阪）。

12日日曜日は、市青少年指導員連絡協議会総会に出席しました（キックス）。市こども会育成連合会総会に出席しました（キックス）。ぶどうの会主催による吹奏楽演奏会を視察しました（ラブリーホール）。

13日月曜日は、元教育長 福田裕之氏の告別式に出席しました。市校長会に出席しました。

14日火曜日は、南河内地区人事協議会・河内地区市町村教育長連絡協議会に出席しました（南河内府民センター）。

15日水曜日は、河内長野警察署、部落解放同盟富田林支部、府富田林子ども家庭センター、府富田林少年サポートセンターを訪問しました。

16日木曜日は、市教頭会に出席しました。

17日金曜日は、文化財特別公開を視察しました（観心寺・金剛寺）。

18日土曜日は、こども未来まなびフォーラムに出席しました（キックス）。

20日月曜日は、市議会議員当選証書付与式に出席しました。庁議に出席しました。

21日火曜日は、市心身障害児・者父母の会総会に出席しました（あやたホール）。市歯科医師会・薬剤師会・医師会を訪問しました。正御影供もちまきに参加しました（金剛寺）。

22日水曜日は、市教育研究会・市人権教育研究会総会に出席しました（長野小）。

23日木曜日及び24日金曜日は、近畿都市教育長協議会定期総会及び研修会に出席しました（都ホテル尼崎）。

24日金曜日は、局別戦略会議に出席しました。

25日土曜日は、美加の台中学校区青少年健全育成会総会に出席しました（美加の台中）。

26日日曜日は、加賀田中学校区青少年健全育成会総会に出席しました（加賀田中）。

28日火曜日は、市地域女性団体協議会総会に出席しました（キックス）。
以上、教育長報告を終わります。何かご質問はございませんか。

小川教育長

よろしいでしょうか。

ではつづいて、各委員から報告事項、情報提供をお願いいたします。

小山委員

4月18日、未来まなびフォーラムに出席しました（キックス）。

河野委員

先日、校長先生及び教頭先生とお話する機会があり、家庭環境が厳しく、自尊感情の低い子どもがいるとのお話を伺いました。

小川教育長

よろしいでしょうか。

それではこれで教育委員報告を終わります。

(4) 報告案件（要旨）

・報告第6号「令和8年3月31日付け人事異動について」

令和8年3月31日付け人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により教育長に代理させる旨を、令和7年12月定例教育委員会会議において議決を得て実施し、その結果について報告したものを。

・報告第7号「令和8年4月1日付け人事異動について」

令和8年4月1日付け人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により教育長に代理させる旨を、令和7年12月定例教育委員会会議において議決を得て実施し、その結果について報告したものを。

・報告第8号「令和7年度末・令和8年度当初教職員人事異動について」

令和7年度末・令和8年度当初教職員人事異動については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により教育長に代理させる旨を、令和7年12月定例教育委員会会議において議決を得て実施し、その結果について報告したものを。

・報告第9号「河内長野市教育大綱について」

河内長野市教育大綱が令和7年度で5年の計画期間が終了したため、令和7年12月24日及び令和8年3月26日の2回にわたり総合教育会議において協議を行い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、第3期河内長野市教育大綱を市長が策定したため、その内容を報告したものを。

・報告第10号「令和8年度河内長野市学校給食会事業計画及び予算について」

学校給食事業を行っている河内長野市学校給食会の令和8年度の事業計画及び予算について報告したものを。

・報告第11号「河内長野市子ども読書活動推進計画（令和8年度改定版）について」

河内長野市第4次子ども読書活動推進計画が令和7年度で5年の計画期間を満了することから、国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」に基づき、第4次計画期間における成果や課題を総括したうえで、子どもの読書環境の整備を図っていくことを目的に市長が策定したため、その内容を報告したものを。

(5) その他報告（要旨）

社会教育第2課

- 赤ちゃんからの英語えほんの読み聞かせ 5月号広報掲載
- 英語多読ひろば 5月号広報掲載
- 大人のための絵本の会 5月号広報掲載
- 図書館資料展示
- ふるさと歴史学習館のイベント
 - ねらえ！伝説のお宝ミッション 5月号広報掲載
- 天野山金剛寺の催し 5月号広報掲載
 - 法話と伝統芸能 講談『金剛寺と楠木一族』

閉 会

小川教育長

以上で4月定例教育委員会を閉会します。

令和8年5月定例教育委員会開催日程

1. 日 時

令和8年5月28日（木） 午前9時30分開催

※開始時間については、審議案件の件数により変更あり。

2. 場 所

河内長野市役所7階 行政委員会室

教育長報告（令和8年3月26日～令和8年4月29日） 別紙

- 3月26日（木） 総合教育会議出席、定例教育委員会会議出席
市議会本会議出席
- 3月27日（金） 学校給食会理事会出席、臨時校長会出席
- 3月29日（日） 岩湧山茅場山焼き参加、関西城郭サミット出席（金剛寺）
- 3月31日（火） 市退職者辞令交付式出席、教職員辞令交付式・訓示式出席
- 4月1日（水） 新規採用教職員等訓示式出席、新規採用職員辞令交付式出席
- 4月2日（木） 局部長会議出席
- 4月5日（日） 松ヶ丘地車130年記念里帰り曳行出席（橋本市）
- 4月6日（月） 府教育庁訪問、府市町村教育委員会教育長会議出席（アウイーナ大阪）
- 4月7日（火） 庁議出席
- 4月8日（水） 公民館館長会議出席（キックス）、臨時校長会出席
- 4月9日（木） 府都市教育長協議会総会・定例会出席（アウイーナ大阪）
- 4月10日（金） 市校長会出席、河内長野ライオンズクラブ60周年記念式典出席（ホテルロイヤルクラシック大阪）
- 4月12日（日） 市青少年指導員連絡協議会総会出席（キックス）、市こども会育成連合会総会出席（キックス）、ぶどうの会主催・GratitudeNewWinds 演奏会視察（ラブリーホール）
- 4月13日（月） 元教育長告别式出席、市校長会出席
- 4月14日（火） 南南河内地区人事協議会・河内地区市町村教育長連絡協議会出席（南河内府民センター）
- 4月15日（水） 河内長野警察署・部落解放同盟富田林支部・府富田林子ども家庭センター・府富田林少年サポートセンター訪問
- 4月16日（木） 市教頭会出席
- 4月17日（金） 文化財特別公開視察（観心寺・金剛寺）
- 4月18日（土） こども未来まなびフォーラム出席（キックス）
- 4月20日（月） 市議会議員当選証書付与式出席、庁議出席
- 4月21日（火） 市心身障害児・者父母の会総会出席（あやたホール）
市歯科医師会・薬剤師会・医師会訪問
正御影供もちまき参加（金剛寺）
- 4月22日（水） 市教育研究会・市人権教育研究会総会出席（長野小）
- 4月23日（木） 近畿都市教育長協議会定期総会出席（都ホテル尼崎）
- 4月24日（金） 近畿都市教育長協議会定期総会出席（都ホテル尼崎）

局別戦略会議出席

- 4月25日（土） 美加の台中学校区青少年健全育成会総会出席（美加の台中）
- 4月26日（日） 加賀田中学校区青少年健全育成会総会出席（加賀田中）
- 4月28日（火） 市地域女性団体協議会総会出席（キックス）

令和8年4月定例教育委員会会議

議 案 書

令和8年4月定例教育委員会会議提出議案目次

(報告案件)

- 報告第6号 令和8年3月31日付け人事異動について
(説明担当 教育総務課・・・p. 3)
- 報告第7号 令和8年4月1日付け人事異動について
(説明担当 教育総務課・・・p. 5)
- 報告第8号 令和7年度末・令和8年度当初教職員人事異動
について
(説明担当 学校教育課・・・p. 10)
- 報告第9号 河内長野市教育大綱について
(説明担当 教育総務課・・・p. 11)
- 報告第10号 令和8年度河内長野市学校給食会事業計画及び
予算について
(説明担当 学校教育課・・・p. 12)
- 報告第11号 河内長野市子ども読書活動推進計画(令和8年
度改定版)について
(説明担当 社会教育第2課・・・p. 13)

報告第6号

令和8年3月31日付け人事異動について

令和8年3月31日付け人事異動については、次のとおり報告する。

令和8年4月30日

河内長野市教育委員会教育長 小川 祥

令和8年3月31日付け人事異動について

〈退職〉

氏名	新任	旧任
森下 裕美	(退職)	教育推進部社会教育第2課副主査(再任用・短)

〈府籍復帰〉

氏名	新任	旧任
小池 恵吾	[大阪府教育庁] 河内長野市立 美加の台中学校校長	教育推進部学校教育課参事 兼 人権教育指導室参事 兼 学校ハビリテーションルーム 準備グループ長 兼 指導グループ長
門脇 由真	[大阪府教育庁] 河内長野市立 高向小学校教頭	教育推進部学校教育課主幹 兼 人権教育指導室主幹

報告第7号

令和8年4月1日付け人事異動について

令和8年4月1日付け人事異動については、次のとおり報告する。

令和8年4月30日

河内長野市教育委員会教育長 小川 祥

令和8年4月1日付け人事異動について

〈転出〉

氏名	新任	旧任
山崎 広雄	選挙管理委員会事務局長 兼 農業委員会事務局長 兼 固定 資産評価審査委員会事務局長 兼 監査委員事務局長 (昇任)	教育推進部教育総務課長
澤 美穂	こどもの未来とウェルビー イング推進局まちインクルーシ 部くらしサポート第2課長 (昇任)	教育推進部社会教育第1課長 補佐
井上 啓介	総務経営局財務資源部資産管 理課主幹 兼 公共建築グルー プ長	教育推進部教育総務課主幹 兼 施設グループ長
都志 毅之	総務経営局総務資源部総務課 主査	教育推進部教育総務課主幹
上山 朝美	こどもの未来とウェルビー イング推進局総合健康部健康推 進課主査	教育推進部教育総務課主査
竹谷 康太郎	総務経営局財務資源部資産管 理課	教育推進部教育総務課

〈転入〉

氏名	新任	旧任
古城 義彦	教育推進部教育総務課長	こどもの未来とウェルビー イング推進局こども子育て部こ どもファミリーセンター課長
早川 卓志	教育推進部教育総務課主幹	成長戦略局営業部シティプロ モーション課長補佐 兼 ブラ ンディング推進グループ長
内垣 剛	教育推進部社会教育第1課長 補佐	こどもの未来とウェルビー イング推進局総合健康部広域福 祉課主幹 兼 こども子育て部 広域福祉課主幹 兼 まちイン クルーシ部広域福祉課主幹

神保 和美	教育推進部教育総務課主査	成長戦略局成長戦略部まちのハード戦略室まちづくり推進課移動支援・公共交通グループ長
山本 梨紗	教育推進部長教育総務課施設グループ長	総務経営局財務資源部資産管理課公共建築グループ長
中橋 栄一	教育推進部社会教育第1課社会教育グループ主査 兼 天見公民館長（役職定年）	選挙管理委員会事務局長 兼 農業委員会事務局長 兼 固定資産評価審査委員会事務局長 兼 監査委員事務局長
上田 明彦	教育推進部社会教育第2課文化財保護グループ主査 兼 ふるさと歴史学習館長（役職定年）	監査委員事務局課長
山川 綾子	教育推進部社会教育第2課市史編さんグループ長	成長戦略局成長戦略部まちのソフト戦略室産業観光課観光戦略グループ長
光山 恭平	教育推進部教育総務課	総務経営局財務資源部資産管理課
山崎 若奈	教育推進部社会教育第2課	新規採用職員

〈大阪府教育委員会より転入〉

氏名	新任	旧任
森口 綱人	教育推進部学校教育課参事 兼 人権教育指導室参事 兼 学校ハビリテーション（学校作業療法）グループ長 兼 指導グループ長	大阪府教育委員会
杉本 純一	教育推進部学校教育課主幹 兼 人権教育指導室主幹	大阪府教育委員会
富山 佳代	教育推進部学校教育課主幹 兼 人権教育指導室主幹	大阪府教育委員会

〈内部異動等〉

氏名	新任	旧任
生田 真志	教育推進部教育監	教育推進部理事
太田 宏明	教育推進部社会教育第2課参事	教育推進部社会教育第2課参事 兼 ふるさと歴史学習館長
山本 竜也	教育推進部社会教育第1課主幹 兼 青少年育成グループ長 (昇任)	教育推進部社会教育第1課青少年育成グループ長
風間 龍治	教育推進部教育総務課主査 (昇任)	教育推進部教育総務課副主査
松尾 忠宏	教育推進部社会教育第1課主査	教育推進部社会教育第1課
西野 利彦	教育推進部社会教育第1課主査 (再任用・フル)	教育推進部社会教育第1課主査 (再任用・フル)
浦 俊彦	教育推進部社会教育第1課社会教育グループ主査 兼 市民交流センター長 (再任用・フル)	教育推進部社会教育第1課社会教育グループ主査 兼 市民交流センター長 (再任用・フル)
柳谷 昌伯	教育推進部社会教育第1課社会教育グループ主査 兼 千代田公民館長 (再任用・フル)	教育推進部社会教育第1課社会教育グループ主査 兼 千代田公民館長 (再任用・フル)
東山 正人	教育推進部社会教育第1課社会教育グループ主査 兼 南花台公民館長 (再任用・フル)	教育推進部社会教育第1課社会教育グループ主査 兼 南花台公民館長 (再任用・フル)
田中 博行	教育推進部社会教育第1課社会教育グループ主査 兼 高向公民館長 (再任用・フル)	教育推進部社会教育第1課社会教育グループ主査 兼 高向公民館長 (再任用・フル)

宮阪 晴久	教育推進部社会教育第1課社会教育グループ主査 兼 三日市公民館長（再任用・フル）	教育推進部社会教育第1課社会教育グループ主査 兼 三日市公民館長（再任用・フル）
四位 竜一	教育推進部社会教育第1課社会教育グループ長（昇任）	教育推進部社会教育第1課副主査
花井 徹	教育推進部社会教育第2課主査	教育推進部社会教育第1課社会教育グループ長
森 一功	教育推進部社会教育第2課主査（再任用・フル）	教育推進部社会教育第2課主査（再任用・フル）
山下 千尋	教育推進部社会教育第1課	教育推進部社会教育第2課

報告第8号

令和7年度末・令和8年度当初教職員人事異動について

令和7年度末・令和8年度当初教職員人事異動については、別冊1のとおり報告する。

令和8年4月30日

河内長野市教育委員会教育長 小川 祥

報告第9号

河内長野市教育大綱について

河内長野市教育大綱を定めたため別冊2のとおり報告する。

令和8年4月30日

河内長野市教育委員会教育長 小川 祥

報告第10号

令和8年度河内長野市学校給食会事業計画及び予算について

河内長野市学校給食会より、令和8年度の事業計画及び予算について、別冊3のとおり報告する。

令和8年4月30日

河内長野市教育委員会教育長 小川 祥

報告第11号

河内長野市子ども読書活動推進計画（令和8年度改定版）に
ついて

河内長野市子ども読書活動推進計画（令和8年度改定版）を定めたため別冊4のとおり報告する。

令和8年4月30日

河内長野市教育委員会教育長 小川 祥

別冊 1

報告第 8 号関係

令和 7 年度末・令和 8 年度当初教職員人事異動につ
いて

河内長野市教育委員会事務局

1. 令和7年度末・令和8年度当初 人事異動状況

		退職	役職定年	転出	転入	新任	配置換	任用替	再任用	降任	割愛等	計
校長		2				2	5		2※1			11
教頭				1	1	3	4					9
首席	小	1					2	3		2	1	9
	中	1						2		1		4
指導教諭	小						1	1				2
	中											0
教諭	小	8		5	4	13	29		2			61
	中	2		2	4	14	16					38
養護教諭		1				1	1					3
栄養教諭												0
事務職員	主査	1					1					2
	副主査								1			1
	主事					1						1
計		16	0	8	9	34	59	6	5	3	1	141

※1 特例任用

2. 令和8年度 学校組織 (R8.4.8現在)

	学級数		府費負担教職員								
	一般	支援	校長	教頭	首席	指導教諭	教諭	定数内講師	養護教諭	養護助教諭	栄養教諭
小学校	138	54	13	13	12	6	215 ※1	30	11 ※2	4	3 ※3
中学校	55	26	7	7	6	3	130 ※4	24	6	1	0

※1 非実働教諭18名を含む

※2 臨時技師1名を含む

※3 指導養護教諭含む

※4 非実働教諭8名を含む

	府費負担教職員					市費負担教職員				
	主査	副主査	主事	臨時主事	非常勤講師	マイナ・市費非常勤	NET	図書館司書	介助等支援員	
小学校	2	5	2	6	14	8	5	9	57	
中学校	3	1 ※1	1	2	12	25			11	

※1 再任用副主査(美加の台中)

3. 校長

摘要	氏名	退職事由	令和7年度勤務校等
退職	坂本 由美	(任期満了)	千代田中学校
	田中 一弘	(任期満了)	長野中学校
摘要	氏名	令和8年度勤務校等	令和7年度勤務校等
新任	神田 慎介	南花台中学校	長野中学校 教頭
	小池 恵吾	美加の台中学校	市教育委員会 参事
配置替	坂田 臣織	加賀田小学校	楠小学校

	池内 宏明	楠小学校	川上小学校
	寺垣 真二	川上小学校	加賀田小学校
	浦尾 和久	長野中学校	美加の台中学校
	上代 婦美子	千代田中学校	南花台中学校
特例任用	杉田 京子	天野小学校	天野小学校
	小滝 孝文	三日市小学校	三日市小学校

4. 教頭

摘要	氏名	退職事由	令和7年度勤務校等
退職	杉本 純一	(市籍割愛)	小山田小学校 教頭
摘要	氏名	令和8年度勤務校等	令和7年度勤務校等
新任	堂 友則	小山田小学校	楠小学校 教諭
	門脇 由真	高向小学校	市教育委員会 主幹
	岡村 真	加賀田中学校	加賀田中学校 教諭
配置替	西藪 真太郎	千代田小学校	加賀田中学校
	川田 浩嗣	天野小学校	高向小学校
	小林 生千代	川上小学校	天野小学校
	山岸 優美子	長野中学校	千代田小学校
転入	永田 忍	東中学校	太子町立磯長小学校
転出	楠本 隆宏	藤井寺市立藤井寺中学校	東中学校
	萬代 隆	太子町立磯長小学校	千代田小学校 教諭

5. 首席

摘要	氏名	退職事由	令和7年度勤務校等
退職	藤本 彩	(普通退職)	川上小学校
	道旗 雅美	(普通退職)	美加の台中学校
	富山 佳代	(市籍割愛)	楠小学校
摘要	氏名	令和8年度勤務校等	令和7年度勤務校等
配置替	押切 祐輔	高向小学校 首席	天野小学校 首席
	小山 拓	楠小学校 首席	千代田小学校 首席
任用替	福田 優	千代田小学校 首席	千代田小学校 指導教諭
	大塚 德行	天野小学校 首席	天野小学校 教諭
	土場 瑞絵	南花台小学校 首席	南花台小学校 教諭
	瀬戸口 弘樹	長野中学校 首席	長野中学校 教諭
	林 英典	西中学校 首席	西中学校 指導教諭

6. 指導教諭

摘要	氏名	令和8年度勤務校等	令和7年度勤務校等
配置替	辰己 智子	南花台小学校 指導教諭	三日市学校 指導教諭
任用替	藪下 佑	南花台小学校 指導教諭	南花台小学校 教諭

7. 教諭

摘要	氏名	退職事由	令和7年度勤務校等
退職	上野 仁	(普通退職)	千代田小学校
	長谷川 朋美	(普通退職)	長野小学校
	濱田 裕子	(普通退職)	小山田小学校
	大嶋 佳奈	(普通退職)	三日市小学校
	大谷 彩奈	(普通退職)	三日市小学校
	横山 太	(普通退職)	楠小学校
	田中 惟仁	(普通退職)	美加の台小学校
	齋藤 千加子	(普通退職)	南花台小学校
	篠崎 あい子	(普通退職)	長野中学校
	岡崎 直哉	(普通退職)	長野中学校
摘要	氏名	令和8年度勤務校等	令和7年度勤務校等
転出(地区内)	辻野 圭将	大阪狭山市立東小学校	長野小学校
	南 七海	大阪狭山市立東小学校	長野小学校
	高木 勇也	大阪狭山市立東小学校	三日市小学校
	西浦 学	千早赤阪村立中学校	西中学校
	藤田 理沙	大阪狭山市立第三中学校	東中学校
転出(地区外)	房本 栞	茨木市立郡小学校	千代田小学校
	檜垣 圭輝	吹田市立千里第二小学校	三日市小学校
転入(地区内)	田土 美咲	千代田小学校	大阪狭山市立東小学校
	森田 裕輔	千代田小学校	大阪狭山市立東小学校
	戸高 純志	千代田小学校	大阪狭山市立北小学校
	菅原 紳吾	長野中学校	大阪狭山市立第三中学校
	西川 健	東中学校	千早赤阪村立中学校
転入(地区外)	山崎 真以	楠小学校	泉佐野市立長南小学校
	中原 康太	東中学校	和泉市立信太中学校
	南野 奈那	美加の台中学校	島本町立第一中学校
新任 (小)	河内 都斗子	千代田小学校	
	坂下 結紀	千代田小学校	
	酒匂 夏生	長野小学校	
	古結 知里	小山田小学校	
	徳島 実咲	小山田小学校	
	中野 愛美	天野小学校	(千代田小学校 講師)
	山本 美由紀	高向小学校	(天見小学校 講師)
	中谷 允	三日市小学校	(千代田小学校 講師)
	岡部 花音	三日市小学校	
	細谷 和	加賀田小学校	(千代田小学校 講師)
	尾北 秀哉	石仏小学校	(小山田小学校 講師)
	池田 芽衣美	美加の台小学校	
	澤村 舞羽	南花台小学校	
新任 (中)	葛馬 葵	長野中学校	(美加の台中学校 講師)
	谷田 一馬	長野中学校	

	舟井 洋人	西中学校	(西中学校 講師)
	飯坂 健太郎	東中学校	
	後藤 加菜子	東中学校	
	田林 由佑吏	東中学校	
	齋藤 祐也	千代田中学校	(千代田中学校 講師)
	松田 佳恵	千代田中学校	(千代田中学校 講師)
	泰山 心美	千代田中学校	
	山中 賢人	千代田中学校	(千代田中学校 講師)
	北浦 嵩之	加賀田中学校	(長野中学校 講師)
	中村 未奈	加賀田中学校	
	伊藤 魁人	南花台中学校	
	江藤 純樹	南花台中学校	
摘要	氏名	令和8年度勤務校等	令和7年度勤務校等
配置替 (小)	高木 ひろみ	千代田小学校	小山田小学校
	芝岡 好美	千代田小学校	川上小学校
	金城 登芸子	千代田小学校	三日市小学校
	北村 裕美	千代田小学校	石仏小学校
	仲田 佳	千代田小学校	加賀田小学校
	山岡 元輝	千代田小学校	三日市小学校
	安達 義也	長野小学校	小山田小学校
	岩隈 真澄	長野小学校	美加の台小学校
	湯上 沙織	長野小学校	南花台小学校
	三好 涼子	長野小学校	三日市小学校
	辻田 莉々子	長野小学校	千代田小学校
	朝山 眞央	長野小学校	三日市小学校
	武田 実	小山田小学校	南花台小学校
	戸澤 早希	小山田小学校	楠小学校
	野村 知寿	小山田小学校	川上小学校
	松村 信隆	天野小学校	石仏小学校
	小出 一裕	三日市小学校	高向小学校
	坪郷 佳織	三日市小学校	加賀田小学校
	渡部 香奈子	三日市小学校	加賀田小学校
	馬場 知寿	三日市小学校	高向小学校
	山村 優貴	三日市小学校	千代田小学校
	児島 聡美	加賀田小学校	楠小学校
	藤野 誠	加賀田小学校	長野小学校
	平井 奈那	楠小学校	長野小学校
	尾家 健太	楠小学校	千代田小学校
	福田 雄基	楠小学校	小山田小学校
樋口 茜	川上小学校	千代田小学校	
村上 愛	川上小学校	長野小学校	
松浦 恵里	川上小学校	天野小学校	
配置替 (中)	宮田 遼	長野中学校	東中学校
	江城 佑香	長野中学校	千代田中学校
	野口 容子	長野中学校	加賀田中学校

	中谷 真子	長野中学校	南花台中学校
	山田 元貴	西中学校	東中学校
	中村 高士	西中学校	千代田中学校
	木口屋 奈甫	西中学校	南花台中学校
	山川 美和	西中学校	美加の台中学校
	田中 杏平	東中学校	南花台中学校
	大森 一輝	千代田中学校	長野中学校
	松本 玲子	千代田中学校	長野中学校
	佐藤 匠	千代田中学校	西中学校
	福田 真衣	南花台中学校	西中学校
	片山 順也	南花台中学校	東中学校
	上田 陽平	美加の台中学校	長野中学校
	松本 陸雄	美加の台中学校	南花台小学校
再任用 (小)	小澤 香里	千代田小学校 (継続 7/14)	千代田小学校 (7/14)
	上條 友紀子	石仏小学校 (継続 7/14)	石仏小学校 (7/14)

8. 養護教諭

摘要	氏名	退職事由	令和7年度勤務校等
退職	林 裕美子	(定年前退職)	小山田小学校
摘要	氏名	令和8年度勤務校等	令和7年度勤務校等
新任	奥山 紗衣	美加の台小学校	

9. 栄養教諭

10. 事務職員

摘要	氏名	退職事由	令和7年度勤務校等
退職	津田 和成	(普通退職)※岸和田市教員	加賀田小学校
摘要	氏名	令和8年度勤務校等	令和7年度勤務校等
新任	辻林 茂樹	加賀田小学校 主事	
配置替	松田 久嗣	長野中学校 主査	東中学校 主査
再任用	清水 俊之	美加の台中学校 (継続 7/14)	美加の台中学校 (7/14)

別冊 2

報告第 9 号関係

河内長野市教育大綱について

河内長野市教育委員会事務局



河内長野市教育大綱

第3期(令和8年度～令和12年度)

河内長野市

基本理念

誰一人取り残さない「こどもまんなか教育」の実現

E S D (Education for Sustainable Development) の視点に立った学校教育を進め、子どもが本来持つ主体性や個性を発揮しながら、探究心や当事者意識を育み、協働的で対話的な学びを通じて、自己肯定感やウェルビーイングが高まる学びの環境を整備します。あわせて、すべての市民が人権意識や郷土愛に根差し、主体的に地域課題を解決できる社会教育を受ける機会を提供します。

●「個」が生きる学びへ。そして、「教える」から「学ぶ」へ。

一人ひとりの可能性を最大限に活かすため、学びの多様性に応じた学校教育を推進します。主体性や個性、人権が尊重される環境で、すべての子どものウェルビーイングを高めます。

子どもの自己実現の基盤となる学びの環境について、子どもたちが主体的に「学ぶ」、「子どもが主語」の学校の実現を目指します。また、教育に携わる者も、ともに主体性を発揮し、意識改革を重ねながらその担い手となり、持続的に学ぶ組織であり続けます。

●地域がまるごと「学びの場」。そして、「学び」を誰かの「喜び」に。

子どもも大人も、「創り手」として社会に参画できるよう、学校、家庭、地域、企業、行政が連携し、新たな価値を創造するコミュニティを実現し、学校の外にも学びがいっぱいあるまちを目指します。

そして、いくつになっても、多様な学びが身近にあるまちを実現し、学んだ知識や技術が誰かのため、地域社会のために活かすことで、豊かな「学び」と「喜び」の好循環を生み出します。

1. ビジョン（目指す姿）

基本理念に基づき、次の4つのビジョンで取り組みます。

ビジョンⅠ

地域がまるごと、学校（学びの場）。

■教育行政の役割

一人ひとりの子どもが“らしさ”を発揮しながら健やかに成長していくために、教育・子育て・福祉・産業がそれぞれの責任を明確に持ち、分野の枠を越えて、すべての子どもを“まんなか”にした横断的な協働体により連携を強化します。そして、学校教育と社会教育の一体的な取り組みにより、市民や地域コミュニティ、企業等と学校園や公民館等の教育機関がつながり、生涯にわたり持続的に学ぶことができる環境を保障します。

■学校での学び

「こどもまんなか教育」を実現するために、学校での学びにおいては、子どもの自己選択・自己決定（主体性）を基盤にした一人ひとりの“らしさ”と“ペース”に応じた学び（個別最適）が実現される授業づくりを推進します。また、他者とのかかわりの中で対話を通じて協働し、互いに尊重し合う中（協働性）で、学びを深める心（探究心）を育むとともに、相互理解を高め、みんな違ってあたりまえ（多様性）であることを前提に、すべての子どもに合理的に配慮（インクルーシブ）された教育環境を整えます。

また、それぞれの地域にあるリソースを活用し、オリジナリティのある探究的な学びを展開します。

加えて、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるため、架け橋期にふさわしい学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上ですべての子どもに学びや生活の基盤を育むことを目指します。

多様で変化の激しい社会において、「民主的で持続可能な社会の創り手」となるためには、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を自律的に決定していく力を育むことが重要です。

このため、学校教育では、「個の育ち」に責任を持ち、一人ひとりの子どもたちが自己決定しながら学んだり、自分の「好き」を見つけて深く探究したりしながら、「自分で考え、自分で決めて、自ら行動する」力を育む取り組みを進めます。また、子どもたちの多様性を個性ととらえ、一人ひとりの自己実現とウェルビーイングが尊重される教育活動を推進します。

このような学びを支える学校施設では、教室や学習スペースの安全・衛生・快適性を確保するとともに、子どもたちの学びの多様化にも対応できる教育環境を整えます。また、子どもたちが学校の外でも学びたいと思ったときに、地域の力を活用して学びの場を整え、健やかに育まれる仕組みづくりを推進します。

ビジョンⅡ

学びを、誰かの喜びに。

■地域や家庭での学び

いつでも、いつからでも学びを始めること（リカレント）ができるよう、多様な学びの場が身近にある環境を創出します。

また、学んだことを自分の中だけに留めるのではなく、得られた知識や技術を、人のため、まちのために発揮できる機会（ステージ）があることで、誰かの喜びや、人の役に立てる自分自身の喜びも生まれる学びの環境を保障します。

人生100年時代を迎え、誰もが生きがいを感じ、いきいきと創造的に暮らせる社会をつくるには、いつでも、どこでも、何度でも学び続けられる環境が必要です。図書館や公民館は、読書環境や情報の提供に努め、人生の各場面で生じる個人や社会の課題解決につながる学びの機会を保障します。社会教育による学びを通じて「つながり」や「かかわり」を生み出し、学びの成果や喜びを循環させることで一人ひとりの豊かで幸せな人生を支え、持続可能な社会の創り手を育成します。学びの成果は、自己の成長だけでなく、地域や社会を動かす原動力にもなります。

ビジョンⅢ

“ここにしかない”時間を求めて。

■豊かな風土で体験する学び

河内長野は千年以上続く歴史と文化の宝庫であり、“ここにしかない”時間と空間を感じるができます。また、都心から30分の場所にありながら、アウトドアや野外活動に適した自然に恵まれており、これらの豊かな風土で体験する学びを保障します。

加えて、体験で得た知識を伝え、活かす環境を整備します。

「ふるさと河内長野」に誇りと愛着を持ち、大切に思う心を育おことで、地域貢献できる人材を育成します。そのため、本市が有する豊かな自然や文化財を日本遺産のストーリーとあわせて活用します。このほか、地域行事、先人の教えなどの伝統や文化を伝える取り組みを充実します。また、地域社会を豊かにするため、多様な人々と協働して、歴史文化遺産の調査・研究、保存と継承、活用を進めます。

ビジョンⅣ

地産地消で、日本一の給食カレーを。

■地産地消と食を通じた学び

地元食材を使った“日本一の給食カレー”と自負できるような、おいしい給食を提供し、自然の恵みと生産者への感謝の心を育むとともに、望ましい食習慣を身に付け、心豊かで健康な生活の基礎を養うよう食育を推進します。

学校給食を通じて、地元食材を「生きた教材」として活用することは、子どもたちが食への理解を深め、自然の恵みや生産者への感謝の心を育む上で重要です。

そのため、より多くの地元食材を使える仕組みを構築し、行事食の提供等を通じて食育を推進し、子どもたちが心豊かで健康な生活を営むための基礎を養います。

2. 河内長野市教育大綱の位置づけ・期間等

(1) 位置づけ

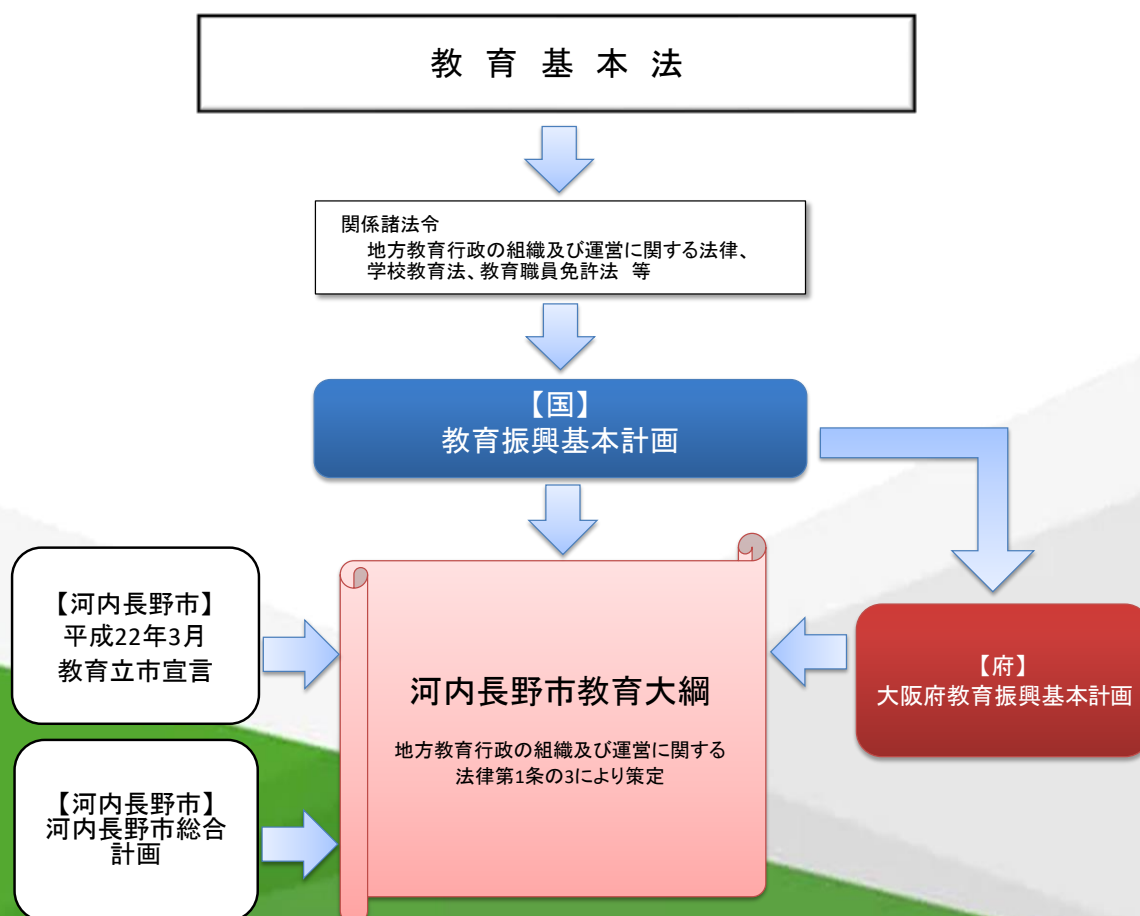
教育大綱は、平成 27 年 4 月施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 の規定に基づき、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議し、市長が策定するものです。

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年 6 月 30 日法律第 162 号）

（大綱の策定等）

第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

「河内長野市教育大綱」は、河内長野市総合計画並びに教育立市宣言との整合を図りながら、「教育立市のまち河内長野」の基本理念をふまえた方針を、「河内長野市教育大綱」として位置付けて定めるものです。



(2) 対象期間

「河内長野市教育大綱」は、河内長野市総合計画基本計画の計画期間と整合を図るため、令和8年度から令和12年度までの5年間で第3期の対象期間とします。

ただし、急速に変化する社会情勢により教育が対応すべき課題も変化するので、対象期間内においても必要に応じて見直しをおこないます。

第1期対象期間 平成28年度～令和2年度

第2期対象期間 令和3年度～令和7年度

第3期対象期間 令和8年度～令和12年度

(3) これまでの取組み

教育の鼓動第1期 (H22～H26)

教育文化の基盤整備

平成22年3月市議会で全会一致により採択された「教育立市宣言」を起爆剤にして、主に以下の取組みによって、地域の教育文化の土俵を整備する段階

- ・コミュニティスクール制度導入
- ・小中一貫教育の導入
- ・読書文化の構築
- ・伝統文化体験学習の導入
- ・「ふるさと学」の開始
- ・ICT教育環境の整備
- ・市民大学「くろまる塾」の創設
- ・文化振興、スポーツ振興
- ・親力推進協議会の準備
- 等

教育の鼓動第2期 (H27) から教育大綱第1期 (H28～R2)

教育文化の質的向上

教育の鼓動の第1期での取組みを基礎に据え、これらをさらに発展させるとともに、主に以下の取組みによって、学校教育、社会教育を中心に地域の教育文化の質的な向上を図る段階

- ・学校施設の有効活用
- ・学校を核にした協働型教育社会の構築
- ・第四領域(※)を重視した学習社会の充実
- ・インクルーシブ教育の推進
- ・小中一貫教育の充実
- ・放課後の育ちの保障
- ・日本遺産の認定
- ・図書館資料を活用した講座の実施
- ・「くろまる塾」を中心とした生涯学習の推進
- 等

※第四領域：地域社会での教育において、同じ目的や興味・関心を有する大人たちを結びつけ、その活動の中で子どもたちを育てていくという、従来の学校・家庭・地縁的な地域社会とは違う、新たな教育の領域のこと。

教育大綱第2期 (R3～R7)

社会変化に対応した教育文化の内容・体制・環境の充実

教育の鼓動第1期から現在までの取組みを引き継ぎつつ、教育を取り巻く大きな社会変化に対応していくため、さらに学校教育と社会教育の内容・体制・環境を発展・充実させるとともに、主に以下の観点で施策を推進し、次代を生き抜く力や地域の課題解決能力の向上を図り、学び続ける社会を目指す段階

- ・Society 5.0へ対応する教育の充実
- ・教育関係機関との連携や外部人材の活用の拡大
- ・学校の小規模化対策
- ・学校給食の充実
- ・多文化共生の推進
- ・GIGAスクール構想に対応した教育環境の整備
- ・教育施設の整備体制の構築
- ・歴史文化遺産の保存・継承・活用の推進、調査の実施
- ・ICTを活用した多様な図書館サービスの推進

3. 資料

<教育立市宣言>

人口減少と少子高齢化が進む現代、日本の教育は大きな転換期を迎えています。こうした潮流の中で本市の教育を見つめ直すと、公教育の在り方や考え方を根本から再構築する必要が生じています。

この課題に対して、価値観の変革を伴う問題意識を浮かび上がらせ、制度や仕組みを含めて公教育の質を変革するための起爆剤が不可欠です。そこで私たちは、教育と人づくりを市政の中核に据えるという方針を示し、平成 22 年 3 月に市議会が全会一致で採択した「教育立市宣言」を位置づけます。これは、全国で先駆けとなる取り組みの一つとして位置づけられ、燕市・宇土市に次ぐ全国 3 市目の事例となりました。

温かなつながりに支えられた豊かな文化を背景に、市民全員が学びを暮らしの軸とする風土を育てていきます。子どもも大人も、ふるさとで豊かな学びを保障される“学びの里”を創出します。そして、日本の美意識を育み、ふるさとを深く愛する心を培いながら、グローバル化する社会で活躍できる人材を地域全体で育てていかなければなりません。

この思いを宣言文に落とし込み、主語は「私たちは」に統一しました。

河内長野市教育立市宣言

前文

河内長野市は、美しい自然、豊かな伝統や文化に包まれたまちとして歴史を築くとともに、市制施行以来、さまざまな都市基盤の充実に努めてきました。

日本の社会は、人口の減少や少子高齢化の到来の中で、技術革新、産業構造の変化、情報化、国際化などがよりいっそう進展した知識基盤社会へと移行していきます。

このような大きな変化の中であって、一人ひとりの健康で充実した人生のため、市民自らの意思と行動で、学びの場や機会を創出する生涯学習社会の構築が必要です。

そして、「わがまち河内長野」の活力を維持・充実させ、まちの魅力をさらに高めるためには、人々の根源的な営みである教育に大きな力を注ぎ、地域社会を再生させることを通じて、都市基盤を、潤いと魅力と夢があふれる生活基盤へと向上させなければなりません。

私たちは、教育が果たすべき役割を自覚し、人々が創り上げた教育の理念や目標をふまえ、市の発展、まちづくりの柱として教育を据え、その振興に向けて、市民総意のもとで協働して取り組むため、ここに教育立市宣言を行います。

宣言

私たちは、未来の宝として、学ぶ意欲に富み、心やさしくたくましい子どもたちを育てます。

私たちは、人を大切にする人権感覚の豊かな子どもたちを育てます。

私たちは、家庭の力、地域の力、学校の力など、市民の力のつながりを大切にし、市の未来を担う人となります。

私たちは、わがまち河内長野の伝統や文化を大切にし、ふるさとや地域を愛する市民となります。

私たちは、豊かな学びの場のもとに、生涯にわたって学び続け、自らの人生を充実させるとともに、学びの成果を活かして社会に貢献します。

かわらぬながく
ふだんのしあわせ



別冊 3

報告第 10 号関係

令和 8 年度河内長野市学校給食会事業計画及び予
算について

河内長野市教育委員会事務局

令和 8 年度河内長野市学校給食会事業計画
及び予算について

河内長野市学校給食会

会 長 小 川 祥

令和8年度河内長野市学校給食実施日程について

<小学校>

第1学期 令和 8年 4月 9日～ 7月16日 (66日)

第2学期 令和 8年 9月 2日～12月23日 (74日)

第3学期 令和 9年 1月12日～ 3月23日 (47日)

合 計 187日

☆ 1年生については、令和8年4月15日から実施

☆ 6年生については、令和9年3月16日まで実施

☆ 1年生から6年生の給食実施回数は、次のとおりとする。

	1年生	2年～5年生	6年生
米飯 (月・水・木)	108	110	109
パン (火・金)	75	77	75
合 計	183	187	184

<中学校(1、2学期は南花台中学校を除く)>

第1学期 令和 8年 4月 9日～ 7月16日 (66日)

第2学期 令和 8年 9月 2日～12月23日 (72日)

第3学期 令和 9年 1月12日～ 3月23日 (46日)(実施予定)
(1月より中学校全員給食を開始する。)

合 計 184日

☆ 1年生については、令和8年5月1日から実施

☆ 3年生については、令和9年3月11日まで実施

☆ 1年生から3年生の給食実施回数は、次のとおりとする。

	1年生	2年生	3年生
米 飯 (月・水・木)	100	109	107
パ ン (火・金)	69	75	72
合 計	169	184	179

<南花台中学校(3学期は他の中学校と同一日程)>

第1学期 令和 8年 4月 9日～ 7月14日
(1年生 57日、2年生 57日、3年生 56日)

第2学期 令和 8年 9月 2日～12月23日
(1年生 68日、2年生 68日、3年生 68日)

合 計 (1年生 125日、2年生 125日、3年生 124日)

☆ 1年生から3年生の2学期末までの給食実施回数は、次のとおりとする。

	1年生	2年生	3年生
米 飯 (月・水・木)	73	73	72
パ ン (火・金)	52	52	52
合 計	125	125	124

令和8年度学校給食日程表(小学校)

令和8年

4 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
			始業式	○	○	
12	13	14	15	16	17	18
	○	○	○	○	○	
19	20	21	22	23	24	25
	○	○	○	○	○	
26	27	28	29	30		
	○	○	祝	○		

(15 日)

5 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					○	
3	4	5	6	7	8	9
	祝	祝	休	○	●	
10	11	12	13	14	15	16
	●	●	●	●	●	
17	18	19	20	21	22	23
	●	●	●	●	●	
24	25	26	27	28	29	30
	●	●	●	●	●	
31						

(18 日)

6 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	●	○	○	○	○	
7	8	9	10	11	12	13
	○	○	○	○	○	
14	15	16	17	18	19	20
	○	○	○	○	○	土曜 参観
21	22	23	24	25	26	27
	代休	○	○	○	●	
28	29	30				
	●	●				

(21 日)

7 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			●	●	●	
5	6	7	8	9	10	11
	●	●	●	●	●	
12	13	14	15	16	17	18
	●	●	●	●	●	終業式
19	20	21	22	23	24	25
	祝					
26	27	28	29	30	31	

(12 日)

9 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		始業式	●	●	○	
6	7	8	9	10	11	12
	○	○	○	○	○	
13	14	15	16	17	18	19
	○	○	○	○	○	
20	21	22	23	24	25	26
	祝	休	祝	○	○	
27	28	29	30			
	○	○	○			

(18 日)

10 月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				○	●	
4	5	6	7	8	9	10
	●	●	●	●	●	
11	12	13	14	15	16	17
	祝	●	●	●	●	
18	19	20	21	22	23	24
小運	代休	●	●	●	●	
25	26	27	28	29	30	31
	●	●	●	○	○	

(20 日)

11 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	○	祝	○	○	○	
8	9	10	11	12	13	14
	○	○	○	○	○	
15	16	17	18	19	20	21
	○	○	○	○	○	
22	23	24	25	26	27	28
	祝	○	●	●	●	
29	30					
	●					

(19 日)

12 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		●	●	●	●	
6	7	8	9	10	11	12
	●	●	●	●	●	
13	14	15	16	17	18	19
	●	●	●	●	○	
20	21	22	23	24	25	26
	○	○	○	終業式		
27	28	29	30	31		

(17 日)

令和9年

1 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					祝	
3	4	5	6	7	8	9
					始業式	
10	11	12	13	14	15	16
	祝	○	○	○	○	
17	18	19	20	21	22	23
	○	○	○	○	○	
24	25	26	27	28	29	30
	○	○	○	○	●	
31						

(14 日)

2 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	●	●	●	●	●	
7	8	9	10	11	12	13
	●	●	●	祝	●	
14	15	16	17	18	19	20
	●	●	●	●	●	
21	22	23	24	25	26	27
	●	祝	●	○	○	
28						

(18 日)

3 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	○	○	○	○	○	
7	8	9	10	11	12	13
	○	○	○	○	○	
14	15	16	17	18	19	20
	○	○	小卒	○	○	
21	22	23	24	25	26	27
	祝	○	終業式			
28	29	30	31			

(15 日)

◎ 1年生は、令和8年4月15日から実施します。

◎ 6年生は、令和9年3月16日まで実施します。

年間給食日数	187
第1学期給食日数	66
第2学期給食日数	74
第3学期給食日数	47

○●は、それぞれ17日分で各月の給食費に対応する給食実施日です。

令和8年度学校給食日程表(中学校)

令和8年

4 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
			始業式	○	○	
12	13	14	15	16	17	18
	○	○	○	○	○	
19	20	21	22	23	24	25
	○	○	○	○	○	
26	27	28	29	30		
	○	○	祝	○		

(15 日)

5 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					○	
3	4	5	6	7	8	9
	祝	祝	休	○	○	
10	11	12	13	14	15	16
	○	○	○	○	○	
17	18	19	20	21	22	23
	○	○	○	○	○	
24	25	26	27	28	29	30
	○	○	○	○	○	
31						

(18 日)

6 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	○	○	○	○	○	
7	8	9	10	11	12	13
	○	○	○	○	○	
14	15	16	17	18	19	20
	○	○	○	○	○	(小)参観
21	22	23	24	25	26	27
	代休	○	○	○	○	
28	29	30				
	○	○				

(21 日)

7 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			○	○	○	
5	6	7	8	9	10	11
	○	○	○	○	○	
12	13	14	15	16	17	18
	○	○	○	○	終業式	
19	20	21	22	23	24	25
	祝					
26	27	28	29	30	31	

(12 日)

9 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		始業式	○	○	○	
6	7	8	9	10	11	12
	○	○	○	○	○	
13	14	15	16	17	18	19
	○	○	○	○	○	
20	21	22	23	24	25	26
	祝	休	祝	○	○	
27	28	29	30			
	○	○	○			

(18 日)

10 月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				○	○	体育大会
4	5	6	7	8	9	10
	○	○	代休	○	○	
11	12	13	14	15	16	17
	祝	○	○	○	○	
18	19	20	21	22	23	24
	小運	代休	○	○	○	
25	26	27	28	29	30	31
	○	○	○	○	○	

(19 日)

11 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	○	祝	○	○	○	
8	9	10	11	12	13	14
	○	○	○	○	○	
15	16	17	18	19	20	21
	○	○	○	○	○	土曜参観
22	23	24	25	26	27	28
	祝	代休	○	○	○	
29	30					
	○					

(18 日)

12 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		○	○	○	○	
6	7	8	9	10	11	12
	○	○	○	○	○	
13	14	15	16	17	18	19
	○	○	○	○	○	
20	21	22	23	24	25	26
	○	○	○	終業式		
27	28	29	30	31		

(17 日)

令和9年

1 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					祝	
3	4	5	6	7	8	9
					始業式	
10	11	12	13	14	15	16
	祝	○	○	○	○	
17	18	19	20	21	22	23
	○	○	○	○	○	
24	25	26	27	28	29	30
	○	○	○	○	○	
31						

(14 日)

2 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	○	○	○	○	○	
7	8	9	10	11	12	13
	○	○	○	祝	○	
14	15	16	17	18	19	20
	○	○	○	○	○	
21	22	23	24	25	26	27
	○	祝	○	○	○	
28						

(18 日)

3 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	○	○	○	○	○	
7	8	9	10	11	12	13
	○	○	○	○	中卒	
14	15	16	17	18	19	20
	○	○	小卒	○	○	
21	22	23	24	25	26	27
	祝	○	終業式			
28	29	30	31			

(14 日)

◎ 1年生は、令和8年5月1日から実施します。

◎ 令和9年1月より中学校全員給食を開始します。日数については予定日数です。

年間給食日数	184
第1学期給食日数	66
第2学期給食日数	72
第3学期給食日数	46

令和8年度 南花台中学校 給食日程表(1年生)

令和8年

4 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
			始業式	○	○	
12	13	14	15	16	17	18
	○	○	○	○	○	
19	20	21	22	23	24	25
	○	○	○	○	○	
26	27	28	29	30		
	○	○	祝	○		

(15 日)

5 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					○	
3	4	5	6	7	8	9
	祝	祝	休	●	●	
10	11	12	13	14	15	16
	●	●	●	テスト	テスト	
17	18	19	20	21	22	23
	●	●	●	●	●	
24	25	26	27	28	29	30
	●	●	●	●	●	
31						

(16 日)

6 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	●	○	○	○	○	
7	8	9	10	11	12	13
	宿泊学習	代休	○	○	○	
14	15	16	17	18	19	20
	○	○	○	○	○	参観
21	22	23	24	25	26	27
	代休	○	テスト	テスト	テスト	
28	29	30				
	○	○				

(16 日)

7 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			○	●	●	
5	6	7	8	9	10	11
	●	●	●	●	●	
12	13	14	15	16	17	18
	●	●			終業式	
19	20	21	22	23	24	25
	祝					
26	27	28	29	30	31	

(10 日)

9 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		始業式	●	●	●	
6	7	8	9	10	11	12
	●	●	●	●	○	
13	14	15	16	17	18	19
	○	○	○	○	○	
20	21	22	23	24	25	26
	祝	休	祝	○	○	
27	28	29	30			
	○	○	○			

(18 日)

10 月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				○	○	他中体育祭
4	5	6	7	8	9	10
	○	○	○	テスト	テスト	
11	12	13	14	15	16	17
	祝	●	●	●	●	
18	19	20	21	22	23	24
	体育祭	代休	●	●	●	●
25	26	27	28	29	30	31
	●	●	●	●	●	

(18 日)

11 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	●	祝	地区中研	●	●	
8	9	10	11	12	13	14
	○	○	○	○	○	
15	16	17	18	19	20	21
	○	○	○	○	○	
22	23	24	25	26	27	28
	祝	○	○	テスト	テスト	
29	30					
	テスト					

(15 日)

12 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		○	○	○	○	
6	7	8	9	10	11	12
	●	●	●	●	●	
13	14	15	16	17	18	19
	●	●	●	●	●	
20	21	22	23	24	25	26
	●	●	●	終業式		
27	28	29	30	31		

(17 日)

※令和9年1月以降は中学校全員給食

給食日数	125
第1学期給食日数	57
第2学期給食日数	68

○●は、それぞれ16日分で各月の給食費に対応する給食実施日です。12月は13日分です。

令和8年度 南花台中学校 給食日程表(2年生)

令和8年

4 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
			始業式	○	○	
12	13	14	15	16	17	18
	○	○	○	○	○	
19	20	21	22	23	24	25
	○	○	○	○	○	
26	27	28	29	30		
	○	○	祝	○		

(15 日)

5 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					○	
3	4	5	6	7	8	9
	祝	祝	休	●	●	
10	11	12	13	14	15	16
	●	●	●	テスト	テスト	
17	18	19	20	21	22	23
	●	●	●	●	●	
24	25	26	27	28	29	30
	●	●	●	●	●	
31						

(16 日)

6 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	●	○	○	職場体験	職場体験	
7	8	9	10	11	12	13
	○	○	○	○	○	
14	15	16	17	18	19	20
	○	○	○	○	○	参観
21	22	23	24	25	26	27
	代休	○	テスト	テスト	テスト	
28	29	30				
	○	○				

(16 日)

7 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			○	●	●	
5	6	7	8	9	10	11
	●	●	●	●	●	
12	13	14	15	16	17	18
	●	●			終業式	
19	20	21	22	23	24	25
	祝					
26	27	28	29	30	31	

(10 日)

9 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		始業式	●	●	●	
6	7	8	9	10	11	12
	●	●	●	●	○	
13	14	15	16	17	18	19
	○	○	○	○	○	
20	21	22	23	24	25	26
	祝	休	祝	○	○	
27	28	29	30			
	○	○	○			

(18 日)

10 月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				○	○	他中体育祭
4	5	6	7	8	9	10
	○	○	○	テスト	テスト	
11	12	13	14	15	16	17
	祝	●	●	●	●	
18	19	20	21	22	23	24
	体育祭	代休	●	●	●	●
25	26	27	28	29	30	31
	●	●	●	●	●	

(18 日)

11 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	●	祝	地区中研	●	●	
8	9	10	11	12	13	14
	○	○	○	○	○	
15	16	17	18	19	20	21
	○	○	○	○	○	
22	23	24	25	26	27	28
	祝	○	○	テスト	テスト	
29	30					
	テスト					

(15 日)

12 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		○	○	○	○	
6	7	8	9	10	11	12
	●	●	●	●	●	
13	14	15	16	17	18	19
	●	●	●	●	●	
20	21	22	23	24	25	26
	●	●	●	終業式		
27	28	29	30	31		

(17 日)

※令和9年1月以降は中学校全員給食

給食日数	125
第1学期給食日数	57
第2学期給食日数	68

○●は、それぞれ16日分で各月の給食費に対応する給食実施日です。12月は13日分です。

令和8年度 南花台中学校 給食日程表(3年生)

令和8年

4 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
			始業式	○	○	
12	13	14	15	16	17	18
	○	○	○	○	○	
19	20	21	22	23	24	25
	○	○	○	○	○	
26	27	28	29	30		
	○	○	祝	○		

(15 日)

5 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					○	
3	4	5	6	7	8	9
	祝	祝	休	●	●	
10	11	12	13	14	15	16
	●	●	●	テスト	テスト	
17	18	19	20	21	22	23
	●	●	●	●	●	
24	25	26	27	28	29	30
	●	●	●	●	●	
31						
	修学旅行					

(16 日)

6 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	修学旅行	修学旅行	代休	●	○	
7	8	9	10	11	12	13
	○	○	○	○	○	
14	15	16	17	18	19	20
	○	○	○	○	○	参観
21	22	23	24	25	26	27
	代休	○	テスト	テスト	テスト	
28	29	30				
	○	○				

(15 日)

7 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			○	○	●	
5	6	7	8	9	10	11
	●	●	●	●	●	
12	13	14	15	16	17	18
	●	●			終業式	
19	20	21	22	23	24	25
	祝					
26	27	28	29	30	31	

(10 日)

9 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		始業式	●	●	●	
6	7	8	9	10	11	12
	●	●	●	●	●	
13	14	15	16	17	18	19
	○	○	○	○	○	
20	21	22	23	24	25	26
	祝	休	祝	○	○	
27	28	29	30			
	○	○	○			

(18 日)

10 月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				○	○	他中体育祭
4	5	6	7	8	9	10
	○	○	○	テスト	テスト	
11	12	13	14	15	16	17
	祝	○	●	●	●	
18	19	20	21	22	23	24
	体育祭	代休	●	●	●	●
25	26	27	28	29	30	31
	●	●	●	●	●	

(18 日)

11 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	●	祝	地区中研	●	●	
8	9	10	11	12	13	14
	●	○	○	○	○	
15	16	17	18	19	20	21
	○	○	○	○	○	
22	23	24	25	26	27	28
	祝	○	○	テスト	テスト	
29	30					
	テスト					

(15 日)

12 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		○	○	○	○	
6	7	8	9	10	11	12
	○	●	●	●	●	
13	14	15	16	17	18	19
	●	●	●	●	●	
20	21	22	23	24	25	26
	●	●	●	終業式		
27	28	29	30	31		

(17 日)

※令和9年1月以降は中学校全員給食

年間給食日数	124
第1学期給食日数	56
第2学期給食日数	68

○●は、それぞれ16日分で各月の給食費に対応する給食実施日です。12月は12日分です。

令和 8 年度学校給食費の改定並びに給食費の無償化、 中学校選択制給食の一部補助について

1. 改定の理由

令和 4 年度以降、物価高騰が著しく進む中、給食費の本則金額で不足する食材費については、物価高騰分として市から補助金を交付することで安定した給食の提供に努めてきた。

この間、物価変動が不安定であったため、学校給食費の改定を行ってこなかったが、本則金額と実際にかかっている食材費の乖離が大きくなっていることから、令和 8 年度より学校給食費を改定する。

ただし、無償化や一部補助などの対応を行うことで、保護者の負担増とはならないものとする。

2. 学校給食費の改定金額について

(1) 令和 7 年度の 1 食単価を算出

令和 7 年度の実質食材料費の総額（学校給食費＋市補助金額）より、基準となる小学校中学年の 1 食単価を算出した。

	学校給食費		月額・1食に対する 補助金額		合計（実質食材料費）	
	月額	1食	月額	1食	月額	1食
小学校中学年	4,150	244	1,377	81	5,525	325

(2) 改定後金額の設定

令和 7 年度の小学校中学年の 1 食単価をもとに、低学年、高学年、中学校の金額は配缶量等を勘案したうえで下表のとおりを設定する。

		現学校給食費		改定後金額（案）		改定幅	
		月額	1食	月額	1食	月額	1食
小学校	低学年	4,050	238	5,270	310	1,220	72
	中学年	4,150	244	5,525	325	1,375	81
	高学年	4,250	250	5,780	340	1,530	90
中学校 (南花台中学校含む)			320		410		90

3. 小学校給食費の無償化について

国の小学校給食費の抜本的な負担軽減施策として、一人あたり月額上限 5,200 円が交付される予定である。当交付金の活用に加え、改定後金額との差額（中学年：325 円）は市の負担とすることで、保護者負担を求めることなく、小学校給食費の完全無償化を実施する。

令和 9 年度以降も国・府からの交付金と市の予算を活用して無償化を実施していく予定。

4. 中学校給食費の一部補助、無償化について

(1) 選択制給食期間

1食あたりの給食費を410円に増額改定するが、選択制給食実施期間（令和8年4月から12月）については、改定差額90円を市の負担とし、保護者負担額はこれまでと同額の320円に据え置く。

(2) 全員給食開始後

中学校全員給食の開始後、令和9年1月から3月は、市の予算により給食費を全額無償化とする。

5. 教職員の給食費改定について

- ・教職員については、食材費実費分を負担いただく必要があるため、市から学校給食会に交付する食材費物価高騰分の1食あたり補助金額を給食費に加算し、令和6・7年度に給食費の改定を行った。
- ・令和8年度については、児童・生徒の給食費改定に合わせ、従来どおり小学校教職員は高学年、中学校教職員は中学生と同額に改定する。

	R7学校給食費		改定後金額（案）		改定幅	
	月額	1食	月額	1食	月額	1食
小学校教職員	5,380	316	5,780	340	400	24
中学校教職員		395		410		15

令和8年度河内長野市学校給食会事業計画について

	予 定 事 業
令和 8 年 4 月	物資購入委員会(5月分) 献立委員会(6月分)
5 月	物資購入委員会(6月分) 献立委員会(7月分)
6 月	物資購入委員会(7月分) 献立委員会(9月分) 定例理事会
8 月	物資購入委員会(9月分) 献立委員会(10月分)
9 月	物資購入委員会(10月分) 献立委員会(11月分)
10 月	物資購入委員会(11月分) 献立委員会(12月分)
11 月	物資購入委員会(12月分) 献立委員会(1月分) 指導研究委員会
12 月	物資購入委員会(1月分) 献立委員会(2月分)
令和 9 年 1 月	物資購入委員会(2月分) 献立委員会(3月分)
2 月	物資購入委員会(3月分) 献立委員会(4月分) 納入業者選定委員会
3 月	物資購入委員会(4月分) 献立委員会(5月分) 定例理事会

令和8年度河内長野市学校給食会予算及び中学校給食 預り金予算について

1. 収入・支出予算の総額は、収入・支出それぞれ学校給食会予算328,972千円
中学校給食預り金予算24,200千円と定める。
2. 収入・支出予算科目の区分及び当該区分ごとの金額は、次の「収入・支出
予算書」による。

令和8年度河内長野市学校給食会収入・支出予算書

収 入

(単位 千円)

科 目	本年度 当初予算額	前年度 当初予算額	比 較	区 分	金 額	内 訳 (単位 円)
1.給食費	49,977	191,162	△ 141,185	1.小学校給食費	28,298	低学年(1・2年生) 695,640
						中学年(3・4年生) 425,425
						高学年(5・6年生) 762,960
						教職員 20,663,500
						配膳員 2,606,780
						給食センター(職員) 635,800
						給食センター(調理員) 2,508,231
2.中学校給食費	21,679	中学校1年～3年、教職員分				
2.諸収入	278,994	84,465	194,529	1.試食会費	250	学校給食試食会費
				2.利 息	1	普通預金利息
				3.口座振替手数料	20	振替・振込手数料
				4.廃油売却料	250	廃食用油売却料
				5.補助金	278,473	学校給食補助金
3.繰越金	1	1	0	1.繰越金	1	
合 計	328,972	275,628	53,344			

支 出

(単位 千円)

科 目	本年度 当初予算額	前年度 当初予算額	比 較	区 分	金 額	内 訳 (単位 円)
1.主食物資 購入費	155,371	134,807	20,564	1.主食物資購入費	155,371	米飯代 59,162,000
						パン代 24,369,000
						牛乳代 71,840,000
2.副食物資 購入費	171,089	140,751	30,338	1.副食物資購入費	171,089	大阪府学校給食会及び学校給食会 登録業者からの物資購入代
3.諸支出金	69	69	0	1.試作材料費	5	献立試作材料購入代
				2.振込手数料等	64	振替・振込手数料
4.予備費	2,443	1	2,442	1.予備費	2,443	物価調整費
合 計	328,972	275,628	53,344			

令和8年度河内長野市学校給食会中学校給食預り金会計予算

収 入

(単位 千円)

科 目	予算額	区 分	金 額	内 訳 (単位 円)
1.中学校給食預り金	17,600	1.中学校給食預り金	17,600	9,600円×550人×1ヶ月(3月) 16,000円×70人×1ヶ月(3月) 6,400,000
				6,400円×250人×7ヶ月 (4月～10月) 11,200,000
2.繰越金	6,600	1.前年度繰越金	6,600	
合 計	24,200		24,200	

支 出

(単位 千円)

科 目	予算額	区 分	金 額	内 訳 (単位 円)
1.中学校給食費	14,186	1.中学校給食費	14,186	中学校給食費(就学援助者、 南花台中学校分除く) 14,186,000
2.預り金返金	10,014	1.預り金返金	10,014	一括精算返金 就学援助返金 10,014,000
合 計	24,200		24,200	

《参考資料》

1. 給食実施人数

小学校

学年別	令和7年度実績	令和8年度(見込み)
1年生	575 人	590 人
2年生	597 人	575 人
3年生	676 人	597 人
4年生	678 人	676 人
5年生	735 人	678 人
6年生	685 人	735 人
教職員	325 人	325 人
配膳員	41 人	41 人
給食センター(職員)	10 人	10 人
給食センター(調理員等)	50 人	50 人
合計	4,372 人	4,277 人

学校別	令和7年度実績	令和8年度(見込み)
千代田小	663 人	672 人
長野小	763 人	734 人
小山田小	300 人	278 人
天野小	133 人	131 人
高向小	143 人	142 人
三日市小	622 人	594 人
加賀田小	207 人	202 人
天見小	81 人	79 人
楠小	384 人	379 人
石仏小	205 人	197 人
川上小	294 人	316 人
美加の台小	283 人	266 人
南花台小	234 人	227 人
給食センター	60 人	60 人
合計	4,372 人	4,277 人

* 教職員・配膳員は、各学校に含む

《参考資料》

中学校

学校別	令和7年度実績		令和8年度見込み	
	日平均喫食者数	生徒及び教職員数	日平均喫食者数 (4月～12月)	生徒及び教職員数
長野	70 人	550 人	75 人	548 人
西	25 人	145 人	25 人	133 人
東	89 人	463 人	95 人	453 人
千代田	51 人	482 人	55 人	446 人
加賀田	33 人	233 人	35 人	218 人
南花台	113 人	113 人	118 人	118 人
美加の台	44 人	143 人	45 人	136 人
合計	425 人	2,129 人	448 人	2,052 人

* 令和9年1月から全員給食開始予定

2. 学校給食費

小学校

(1円未満四捨五入)

区 分		令和7年度	令和8年度
月 額	低学年	4,050 円	5,270 円
	中学年	4,150 円	5,525 円
	高学年	4,250 円	5,780 円
	教職員	5,380 円	5,780 円
一食単価	低学年	238 円	310 円
	中学年	244 円	325 円
	高学年	250 円	340 円
	教職員	316 円	340 円

* 令和7年度は給食費の2割を市が負担。令和8年度は全額無償化のため保護者負担なし

中学校

区 分		令和7年度	令和8年度
一食単価(生徒)	主食、副食、牛乳	320 円	410 円
	副食、牛乳	260 円	309 円
一食単価(教職員)	主食、副食、牛乳	395 円	410 円
	副食、牛乳	305 円	309 円

* 令和8年度の選択制期間中の保護者負担額は令和7年度と同額に据え置く

全員給食開始後、令和9年1月～3月は全額無償化

令和8年度の主食・牛乳・副食の購入価格(予定)

小学校	主食		牛乳	副食
	米飯	パン		
低学年	86円(55g)	59円(50g)	77円	158円
中学年	99円(70g)	61円(60g)		164円
高学年	112円(85g)	64円(70g)		170円

中学校	主食		牛乳	副食
	米飯(100g)	パン(80g)		
	125円	66円		

別冊 4

報告第 1 1 号関係

河内長野市子ども読書活動推進計画（令和 8 年度改
定版）について

河内長野市教育委員会事務局

河内長野市
子ども読書活動推進計画
(令和8年度改定版)

令和8年3月
河内長野市

かわらなが〜く
ふだんのしあわせ



目 次

河内長野市子ども読書活動推進計画（令和8年度改定版）の策定にあたって・・・	1
第一章 第4次計画の総括・・・	2
1. 第4次計画期間の取組・成果	
2. 第4次計画期間の課題	
3. 第4次計画期間における数値目標の検証	
第二章 子どもの読書活動を取り巻く情勢と国の基本的方針・・・	15
1. 子どもの読書活動を取り巻く情勢	
2. 国における子ども読書活動の推進計画の基本的方針	
第三章 計画の基本的な考え方・・・	20
1. 計画策定の基本理念と目的	
2. 観点	
3. 基本目標	
4. 計画の期間	
第四章 子どもの読書活動推進のための取組・・・	22
1. <u>家庭における子どもの読書活動の推進</u> ・・・	23
2. <u>地域における子どもの読書活動の推進</u> ・・・	24
3. <u>学校等における子どもの読書活動の推進</u> ・・・	25
4. <u>図書館における子どもの読書活動の推進</u> ・・・	28
第五章 子ども読書活動推進計画の推進のために・・・	32
1. 計画の位置づけ	
2. 推進体制の整備	
3. 財政上の措置など	
用語説明・・・	33
推進機関等による子どもの読書活動推進のための取組（行動計画）・・・	36
数値目標等・・・	39

河内長野市子ども読書活動推進計画（令和8年度改定版）の策定にあたって

令和5年3月 「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」第2章基本的方針より

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となっている時代において、子どもたちは、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められる。

こうした子どもたちの資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠である。子どもたちは、読書を通じて、多くの知識を得たり、多様な文化への理解を深めたりすることができる。また、心に残る名作などの文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求める態度が培われる。

また、読むこと自体の楽しさ、それによる充実感、満足感を得ることが重要である。子どもの頃のそうした楽しかった体験は、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイング（Well-being）^(*) につながるとともに、将来、その体験を子どもたちと共有していきたいという動機となり、世代を超えた読書活動の推進の循環が形成されることが期待される。

^(*) ウェルビーイングとは、「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月）によると、「身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。」とされている。

平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、この法律に基づき国は平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定、大阪府においては平成15年1月に「大阪府子ども読書活動推進計画 大阪府子ども読書ルネッサンス」が策定されました。

本市においても子どもの読書活動推進の重要性に鑑み、市全体で子どもの読書環境の整備を図っていくことを目指し、総合的かつ計画的な施策の推進を目的に平成18年3月に「河内長野市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書環境整備の推進に取り組んできました。平成22年度の第1次計画期間満了時以降、計画期間満了時にあたっては、各次計画を踏襲しつつ国の各次基本計画に基づき、河内長野市の子ども読書活動をより一層推進するため、計画を見直し、策定してきました。

令和7年度で第4次計画が5年の計画期間を満了するにあたり、国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「第五次基本計画」という。）に基づき、第4次計画期間における成果や課題を総括したうえで、子どもの読書環境の整備を図っていくことを目的に、河内長野市子ども読書活動推進計画（令和8年度改定版）をここに策定します。

第一章 第4次計画の総括

第4次計画においては、これまでの各次計画を踏襲・継続し、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進すること」を基本理念とし、基本目標を以下のとおりに決めました。

家庭における子どもの読書活動の推進

読み聞かせの楽しさや読書の重要性について、子どもの最も身近な存在である保護者に対して理解の促進を図り、広く普及するよう努めます。

地域における子どもの読書活動の推進

各関係機関、ボランティアとの連携・協力を図り、地域において、さまざまな本との出会いを工夫し提供して、子どもの読書環境をより充実させるよう努めます。

学校等における子どもの読書活動の推進

幼稚園・保育所・認定こども園での絵本や物語に親しむ環境の整備や、各学校段階で生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるための取組を進めます。

図書館における子どもの読書活動の推進

子どもが利用しやすい環境の整備や資料の充実を図るとともに、「子ども読書の日」（4月23日）にちなんだ行事の開催など、子どもの読書活動についての関心と理解を深め、積極的な読書活動を行う意欲を高めるための取組を進めます。

これに基づき家庭、地域、学校等や図書館において、さまざまな取組が次のように行われました。

1. 第4次計画期間の取組・成果

第4次計画期間（令和3年度～令和7年度）は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた期間と重なります。特に、令和2年1月のWHOによる緊急事態宣言から令和5年5月に同感染症が5類感染症に移行されるまでの期間は、河内長野市新型コロナウイルス関連肺炎対策本部の方針に沿って感染防止対策を講じながらの読書推進となりました。

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

①本に親しむ出会いづくり 家族が触れ合う機会の提供

・図書館では、令和5年5月に4か月児健康診査時において、絵本の読み聞かせの楽しさや大切さを伝え、4か月児の図書館利用者カードを発行し、その場で絵本の貸出を行う取組を再開しました。また、祝休日およびイベント時を除く毎週金曜日に図書館の「おはなしのへや」で0～2歳児向けの赤ちゃん絵本を300冊程度展示し、自由に読み、貸出もできる「こくじらひろば」を開催しました。

②子どもと本をつなぐ人づくり 保護者等への普及啓発

・図書館では、4か月児健康診査時にブックリスト※1の配付、図書館でのおはなし会のPRを行いました。絵本の読み聞かせについては令和5年5月に再開しました。各乳幼児健康診査での配付を目的にブックリストを作成し、1歳児向け2歳児向けの取組として「赤ちゃんタイム※2」を定期的に開催しました。ボランティアの協力を得ながら保護者に対して絵本をはじめとする読書への啓発を行いました。また、子ども向け・ヤング※3向けの図書館だよりを発行し、それぞれの年代に向けて利用を促しました。

・こどもファミリーセンターでは、4か月児健康診査をはじめとした各乳幼児健康診査でのブックリストの配付を実施しました。絵本の読み聞かせについては令和5年5月に再開しました。

・幼稚園・保育所・認定こども園では、園庭開放や地域支援出前保育事業※4などでの絵本の読み聞かせや保護者向けの本も含めた絵本などの貸出を行いました。また、ボランティアによる読み聞かせも行い、保護者と子どもと一緒に読書を楽しむきっかけづくりに努めました。

・子ども・子育て総合センターでは、育児講座の開催、毎日のお楽しみタイム・わくわく広場での読み聞かせ、福祉委員会主催の子育てサロンなどでの読み聞かせ、絵本・紙芝居の貸出、図書館からの団体貸出の利用、利用者のおすすめ絵本の紹介、英語絵本の展示貸出など、各機関などとの連携をとりながら、てあそびをオンライン配信する等の工夫も行い、数多くの子育て支援事業の中で読書啓発を図りました。

・市立小中学校では、図書便りで保護者向けの本の紹介や学校図書館の様子を紹介する記事の連載をしたり、学校ホームページへの掲載、新1年生保護者へのリーフレット配付、図書館・市広報・市ホームページでの読書ノート※5活動の紹介、PTA総会や参観日の機会をとらえ読書への呼びかけを行うなど、保護者へのさまざまな啓発が行われました。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

①本に親しむ出会いづくり 日常生活での読書啓発

・すべての放課後児童会で読み聞かせや読書の時間を実施しました。本に親しむ機会の充実のため放課後児童会では読み聞かせや読書などをその指導内容に位置づけました。また、夏休みには、図書館司書の選書による「夏休みお楽しみパック」を全放課後児童会に配送し、長期休暇中の読書の機会を確保しました。新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校時には臨時パックの配送で読書の機会を確保しました。

・公民館では、おはなし会や絵本の会等の読書啓発イベントを開催、子どもや大人を対象とした教室・講座事業における図書の活用やテーマに沿った図書の展示等を実施し、子どもと本との出会いづくりに取り組みました。

②子どもと本をつなぐ人づくり 読書活動ボランティアの育成

- ・図書館では、既存のボランティア団体の協力を得ながら、初心者向けの読み聞かせボランティア講座や、経験者向けのスキルアップ講座を開催しました。
- ・ボランティアに対し、連絡を密に取り合い、おはなし会、おはなしウォッチング、クリスマス会の図書館事業への出演、地域のイベント等への派遣要望に対して紹介を行い、活動の場を提供するとともに、その拡大充実を図りました。また、団体貸出を実施し、各種縁機関からの講座・催し等の紹介を行い、ボランティアへの資料・情報の提供を継続的に行いました。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

①本のある環境づくり 学校図書館などの資料、施設等の整備・充実

- ・幼稚園・保育所・認定こども園では、地域への絵本貸出事業の充実を含め蔵書の充実を図りました。図書館からの団体貸出やパック貸出も利用し、子どもに多様な図書を提供しました。
- ・市立小中学校では、学校図書館図書標準※6を目指した計画的図書の購入を行いました。また、「河内長野市立学校図書館資料収集方針」に基づき、令和3年度～令和6年度間で小学校約8,088冊・中学校約8,150冊を購入しました。さらに学級文庫への図書の寄贈を地域・家庭に働きかけ、図書の活用とリサイクルを図りました。

②本に親しむ出会いづくり 幼稚園・保育所・認定こども園での絵本や物語に親しむ活動の充実/児童生徒の読書習慣の確立、読書指導の充実

- ・幼稚園・保育所・認定こども園では、日常的に年齢にあった絵本の読み聞かせを実施し、読み聞かせから劇遊び等へと発展させる活動などを取り入れました。教材や副教材となる絵本の読み聞かせや教材研究も実施しました。また、参観やお誕生会、生活発表会などの機会をとらえ、読書につなげるイベントを実施したり、保護者のサークルやボランティアなどが読み聞かせや劇等を披露するなど、読書啓発につながるイベントの実施と促進を図りました。
- ・市立小中学校では、電算システムによる学校図書館の適正な蔵書管理が行われ、各学校ごとの「学校読書活動推進目標※7」に基づき、学校図書館が各教科等の授業の中で計画的に活用されるとともに「読書タイム」など読書時間が確保されました。また、各学校において、読書週間などで読書啓発イベントが実施され、日常的に本との出会いづくりに取り組んでいます。Best Book Battle (略称B1 ^{ヒーローズ} おすすめの本を紹介し合う取組) ※8ではオンラインも活用されました。小学生の施設見学や中学生の職場体験などの場として図書館を選ぶ学校もありました。

③子どもと本をつなぐ人づくり 人的配置の推進

- ・市立小中学校では、言語力向上司書(学校司書)※9を全小中学校に配置し、教育委員会主催の研修と市外研修へ積極的な参加を行いました。また、定期的に司書連絡会を

開催し、情報の共有や研修を深める機会を設けました。

④子どもと本をつなぐ体制づくり 家庭・地域との連携

・市立小中学校では、地域文庫※10、保護者やおはなしボランティア団体によるおはなし会や読み聞かせの活動が行われました。図書ボランティアによって、学校図書館での資料掲示、本の修理などの作業や館内の環境整備などのサポートが行われました。

(4) 図書館における子どもの読書活動の推進

①本のある環境づくり 図書館の資料、設備等の整備・充実

・図書館では児童書、ヤング向け図書など子どもにとって魅力ある図書の充実を図りました。児童書においては令和3年度～令和6年度間で約10,000冊、ヤング向けとしては約2,250冊を整備しました。学校支援用図書※11や放課後児童会への団体貸出セット「夏休みお楽しみパック」用の資料、「えほんのひろば※12」巡回用の資料、市内の幼稚園・保育所・認定こども園へのパック貸出用の資料なども補充購入し、充実に努めました。令和2年9月に導入した電子書籍についての若年層の利用促進のため、令和6年度から市立小中学校の読書タイムにも役立つ読み放題パッケージも導入し、利用促進に努めました。障がいのある子どもや日本語以外を母語とする子どもなど、多様な子どもが読書を楽しめるよう資料の収集を行いました。障がいのある子どもに向けてボランティアにより制作された「さわる絵本※13」については令和6年度末で29タイトル33冊所蔵し、「布の絵本※14」については令和6年度末で30冊所蔵しています。パソコンで読む「マルチメディアデジター※15」図書は99点所蔵しています。これらの利用促進・拡大を目的としたPRイベント「さわる絵本・布の絵本大公開」も行いました。「わかりやすい本」コーナーの充実やピクトグラム※16の活用、福祉関係機関へのパック貸出などにも取り組みました。日本語以外を母語とする子どもに向けては英語絵本を中心に計画的に購入し、学校支援用図書にも英語絵本を整備しました。令和6年度末で英語絵本960冊、それ以外の外国語絵本80冊（学校支援用は除く）を所蔵しています。英語多読資料※17についても2,429冊を所蔵しています。

・図書館サービス網の充実として公民館図書室との図書相互利用をより効率的にするため図書の集配送の委託を行うとともに、公民館主催事業の児童書展示への協力などを行いました。自動車文庫の活性化策として、テーマに沿った図書の展示、図書館の利用案内や図書館だよりを備え、配布して、自動車文庫からの情報発信に努めました。

・市内の幼稚園・保育所・認定こども園の希望を聴取し、パック貸出を実施し、団体貸出の利便性を高めました。

②本に親しむ出会いづくり 読書啓発イベントの実施/「子ども読書の日」を中心とした普及啓発の推進/読書活動に関する情報提供

・図書館では、定例のおはなし会や赤ちゃんタイムをはじめ、「子ども読書の日」および「読書週間」にあわせた「おはなしウォッチング」、「夏休み科学教室」、調べ学習を支援する「めざせ！！図書館マスター」や「としょかんのクリスマス会」などを開催し

ました。ヤング層に対しては、高校生ボランティアの受入や図書館ツアー※18を行いました。市民から提供されたリサイクル本等について、リサイクルワゴンを常設するとともに、市内施設へも提供し、児童書の循環にも努めました。また市内施設の依頼に応じて「えほんのひろば」を出展し、子どもと本との出会いを演出できる事業を実施しました。令和4年度に木のぬくもりや香りを感じながら本を介して人と人が出会う集いの場として整備した「こもれび広場」は、多言語えほんのひろば、英語のおはなし会、英語多読ひろば、カフェふくろう※19、大人も楽しむ絵本の会などに活用し、若年層にも広く本を楽しむ場としてPRを行いました。子どもと本の出会いのために季節や年齢層に応じた資料展示や、パスファインダー※20などの発行も行いました。

③子どもと本をつなぐ人づくり 司書の適切な配置・研修の充実

・図書館では、令和6年4月現在の職員（会計年度任用職員含む）30人中25人（80%を超える）が司書資格を保有、関係機関等が開催する研修・講座へ積極的に職員（会計年度任用職員含む）を参加させました。また近年はオンラインによる研修・講座の開催が増え、参加の機会も増えました。研修等への参加を継続的に行い、司書として求められる資質向上にむけて取り組みました。

④子どもと本をつなぐ体制づくり 学校図書館との連携・協力/関係機関との連携・協力/民間団体（ボランティア）の活動に対する支援

・図書館では、学校図書館への配送・回収サービス、インターネット予約による物流ネットワークを構築、学校が取り組む読書ノートへの協力のほか、学齢期子ども読書活動推進連絡会議の定期開催で学校等との連携を深めました。言語力向上司書（学校司書）との連携として司書連絡会への図書館司書の参加、言語力向上司書（学校司書）による取組の紹介を図書館展示スペースで行い、定期的に各小中学校へ「図書館だより（児童、ヤング）」を送付しました。学齢期の児童生徒や教職員に対しても、レファレンスサービス※21を行っていることを中学2年生の職場体験や教員研修などの機会をとらえPRしました。小中学校の希望に応じ、図書館司書とボランティアが学校を訪問し、子どもたちが自由に楽しみ、本とふれあう機会を提供する「えほんのひろば」を行いました。令和2年9月に導入した電子書籍について、令和4年度から大阪府立長野高等学校にて生徒と教職員に電子図書館利用者IDを配付、令和6年度は市立小中学校に通う小学4年生から中学3年生と教職員、大阪府立長野高等学校の生徒と教職員、清教学園中学校高等学校の生徒と教職員に電子図書館利用者IDを配付し、利用促進に努めました。

・市内で活動する地域文庫やおはなしボランティアグループを中心として設立された連絡会との連携を進めました。図書館では、連絡会の定例会、総会へ出席し、図書館と同連絡会との連携を強化するとともに、図書館主催の読み聞かせボランティア講座への講師派遣、おはなし会等図書館事業への参画を促進しました。また、図書館から地域への情報発信として、図書館ホームページでのイベントの案内やその実施報告の掲載、また、メールマガジンでもイベント情報や新着図書のお知らせ案内等を配信しました。

(5) 図書館並びに学校図書館の貸出状況

第1次計画～第4次計画までの図書館並びに学校図書館の状況を以下の表で示しています。令和6年度末の状況は、図書館では少子高齢化の影響が大きく対象年齢の各層で減少し、全体として令和元年度末と令和6年度末を比較すると約40,000冊の減少となりました。学校図書館では児童・生徒数の減少および新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校があり小中学校全体として約11,300冊の減少となりました。図書館では学校での読書週間の取組に対して団体貸出により図書を用意したり、調べ学習への支援として学校支援用図書を整備するなどの取組を行ってきました。子どもたちの日常生活の場である学校との連携により、読書活動の推進を一層進めるため、取組を行いました。

【図書館】

平成16年度図書館年齢別利用統計① …平成23年3月河内長野市第2次子ども読書活動推進計画から抜粋

年 齢	0～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	合計
年間貸出冊数	54,525	126,870	35,959	23,467	240,821
1人当たり貸出冊数	7.7	17.9	9.5	5.5	10.8

平成21年度図書館年齢別利用統計② …平成23年3月河内長野市第2次子ども読書活動推進計画から抜粋

年 齢	0～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	合計
年間貸出冊数	45,361	121,729	34,341	21,558	222,989
1人当たり貸出冊数	8.0	18.7	9.8	6.0	11.6

平成26年度図書館年齢別利用統計③ …平成27年3月河内長野市第3次子ども読書活動推進計画から抜粋

年 齢	0～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	合計
年間貸出冊数	38,661	94,185	20,136	12,429	165,411
1人当たり貸出冊数	7.5	18.4	6.3	3.6	9.8

令和元年度 図書館年齢別利用統計④

年 齢	0～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	合計
年間貸出冊数	27,626	65,756	10,060	7,017	110,459
1人当たり貸出冊数	6.3	14.1	4.1	2.4	7.6

令和6年度 図書館年齢別利用統計⑤

年 齢	0～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	合計
年間貸出冊数	18,713	43,614	5,895	3,085	71,307
1人当たり貸出冊数	5.3	10.5	2.5	1.3	5.7

平成21年度の16年度に対する図書館年齢別利用増減(② - ①)

年 齢	0～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	合計
年間貸出冊数	△9,164	△5,141	△1,618	△1,909	△17,832
1人当たり貸出冊数	0.3	0.8	0.3	0.5	0.8

平成26年度の21年度に対する図書館年齢別利用増減(③ - ②)

年 齢	0～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	合計
年間貸出冊数	△6,700	△27,544	△14,205	△9,129	△57,578
1人当たり貸出冊数	△0.5	△0.3	△3.5	△2.4	△1.8

令和元年度の平成26年度に対する図書館年齢別利用増減(④ - ③)

年 齢	0～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	合計
年間貸出冊数	△11,035	△28,429	△10,076	△5,412	△54,952
1人当たり貸出冊数	△1.2	△4.3	△2.2	△1.2	△2.2

令和6年度の令和元年度に対する図書館年齢別利用増減(⑤ - ④)

年 齢	0～6 歳	7～12 歳	13～15 歳	16～18 歳	合計
年間貸出冊数	△ 8,913	△22,142	△ 4,165	△3,932	△39,152
1人当たり貸出冊数	△1.0	△3.6	△1.6	△1.1	△1.9

・1人当たり貸出冊数…対象年齢人口の1人当たり

図書館の貸出冊数については人口推移が示すとおり、少子高齢化の影響で年間貸出冊数、1人当たりの貸出冊数ともに各年齢層で減少し、特に7歳～15歳の学齢期の年齢層の減少が大きくなっています。その年齢層について学校図書館の整備と学校の取組により学校図書館で本を借りていると考えられます。(なお60歳以上の貸出冊数は令和元年度と令和6年度を比較すると約90,000冊の減少)

※人口推移

	平成16年度	平成21年度	平成26年度	令和元年度	令和6年度
年齢0～18歳		19,220	16,900	14,456	12,449
全体	120,549	115,329	110,435	104,031	97,359

【学校図書館】

(小学校)

平成16年度学校図書館貸出冊数調べ① …平成23年3月河内長野市第2次子ども読書活動推進計画から抜粋

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
年間貸出冊数	34,863	36,217	29,154	28,775	20,524	14,681	164,214
1人当たり貸出冊数	29.2	31.4	26.0	23.4	18.3	12.0	23.3

平成21年度学校図書館貸出冊数調べ② …平成23年3月河内長野市第2次子ども読書活動推進計画から抜粋

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
年間貸出冊数	30,163	34,815	31,836	41,025	25,840	22,193	185,872
1人当たり貸出冊数	31.0	33.9	32.2	36.3	22.8	19.0	29.0

平成26年度学校図書館貸出冊数調べ③ …平成27年3月河内長野市第3次子ども読書活動推進計画から抜粋

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
年間貸出冊数	38,440	38,020	41,342	42,373	32,427	32,555	225,157
1人当たり貸出冊数	48.5	50.2	52.3	49.6	37.4	33.1	44.6

令和元年度 学校図書館貸出冊数調べ④

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
年間貸出冊数	35,869	40,263	45,380	44,577	30,454	32,814	229,357
1人当たり貸出冊数	52.1	56.1	58.9	56.8	37.6	41.0	50.2

令和6年度 学校図書館貸出冊数調べ⑤

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
年間貸出冊数	30,815	41,265	45,431	44,897	31,672	27,956	222,036
1人当たり貸出冊数	52.1	60.9	67.2	61.6	46.4	40.9	54.9

平成21年度の16年度に対する学校図書館貸出冊数の増減(② - ①)

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
年間貸出冊数	△4,700	△1,402	2,682	12,250	5,316	7,512	21,658
1人当たり貸出冊数	1.8	2.5	6.2	12.9	4.5	7.0	5.7

平成26年度の21年度に対する学校図書館貸出冊数の増減(③ - ②)

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
年間貸出冊数	8,277	3,205	9,506	1,348	6,587	10,362	39,285
1人当たり貸出冊数	17.5	16.3	20.1	13.3	14.6	14.1	15.6

令和元年度の平成26年度に対する学校図書館貸出冊数の増減(④ - ③)

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
年間貸出冊数	△2,571	2,243	4,038	2,204	△1,973	259	4,200
1人当たり貸出冊数	3.6	5.9	6.6	7.2	0.2	7.9	5.6

令和6年度の令和元年度に対する学校図書館貸出冊数の増減(⑤ - ④)

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
年間貸出冊数	△5,054	1,002	51	320	1,218	△4,858	△7,321
1人当たり貸出冊数	0	4.8	8.3	4.8	8.8	△0.1	4.7

1人当たり貸出冊数…対象学年人数の1人当たり

令和元年度と令和6年度の年間貸出冊数を比較すると、全体としては7,321冊減少していますが、1人当たり貸出冊数はおおむね増加しています。

※児童数推移

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
平成16年度	1,193	1,152	1,119	1,231	1,119	1,227	7,041
平成21年度	972	1,027	990	1,130	1,135	1,166	6,420
平成26年度	792	757	791	854	868	983	5,045
令和元年度	688	718	770	785	811	800	4,572
令和6年度	592	678	676	729	683	685	4,043

(中学校)

平成16年度学校図書館貸出冊数調べ① …平成23年3月河内長野市第2次子ども読書活動推進計画から抜粋

中学校	1年生	2年生	3年生	合計
年間貸出冊数	1,987	1,165	742	3,894
1人当たり貸出冊数	1.8	1.1	0.7	1.2

平成21年度学校図書館貸出冊数調べ② …平成23年3月河内長野市第2次子ども読書活動推進計画から抜粋

中学校	1年生	2年生	3年生	合計
年間貸出冊数	5,788	3,414	2,882	12,084
1人当たり貸出冊数	6.1	3.7	2.7	4.1

平成26年度学校図書館貸出冊数調べ③ …平成27年3月河内長野市第3次子ども読書活動推進計画から抜粋

中学校	1年生	2年生	3年生	合計
年間貸出冊数	8,890	5,245	3,707	17,842
1人当たり貸出冊数	9.3	6.0	3.8	6.4

令和元年度 学校図書館貸出冊数調べ④

中学校	1年生	2年生	3年生	合計
年間貸出冊数	6,693	4,955	5,606	17,254
1人当たり貸出冊数	10.2	7.1	7.5	8.2

令和6年度 学校図書館貸出冊数調べ⑤

中学校	1年生	2年生	3年生	合計
年間貸出冊数	5,048	4,115	4,118	13,281
1人当たり貸出冊数	7.8	6.1	5.8	6.6

平成21年度の16年度に対する学校図書館貸出冊数の増減(② - ①)

中学校	1年生	2年生	3年生	合計
年間貸出冊数	3,801	2,249	2,140	8,190
1人当たり貸出冊数	4.3	2.6	2.0	2.9

平成26年度の21年度に対する学校図書館貸出冊数の増減(③ - ②)

中学校	1年生	2年生	3年生	合計
年間貸出冊数	3,102	1,831	825	5,758
1人当たり貸出冊数	3.2	2.3	1.1	2.3

令和元年度の平成26年度に対する学校図書館貸出冊数の増減(④ - ③)

中学校	1年生	2年生	3年生	合計
年間貸出冊数	△2,197	△ 290	1,899	△588
1人当たり貸出冊数	0.9	1.1	3.7	1.8

令和6年度の令和元年度に対する学校図書館貸出冊数の増減(⑤ - ④)

中学校	1年生	2年生	3年生	合計
年間貸出冊数	△1,645	△ 840	△1,488	△3,973
1人当たり貸出冊数	△2.4	△1.0	△1.7	△1.6

・ 1人当たり貸出冊数…対象学年人数の1人当たり

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校の影響以降で年間貸出冊数は減少し、令和6年度は全体として3,973冊減少しました。また1人当たり貸出冊数についても、令和6年度は各学年を通じて減少傾向に転じており、全国的傾向でも読書離れがいわゆる中学生に対してはより一層の取組が求められています。

※生徒数推移

	1年生	2年生	3年生	合計
平成16年度	1,087	1,086	1,106	3,279
平成21年度	954	927	1,051	2,932
平成26年度	955	873	969	2,797
令和元年度	656	701	752	2,109
令和6年度	649	675	705	2,029



←市立小学校・中学校 B1

小学5年生と中学2年生を対象にした本の紹介合戦です。ICTも活用し、学校間の交流の場で紹介しています。

学校図書館(小学校)おためし読書→

「学校図書館図書標準」を目指し、計画的に図書購入が行われています。図書を紹介しあう「おためし読書」に挑戦しています。



2. 第4次計画期間の課題

図書館、学校や地域などの取組結果から次の課題が見えてきました。

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもや保護者が集まる保健センター等、あらゆる場所でのブックリストの配布など、

これまで行ってきた紙媒体での読書啓発に関する情報発信を継続するとともに、SNSなど保護者にとって最も身近で活用頻度の高い情報取得方法を見極めつつ、多様な方法で発信していく必要があります。

同時に、家族のふれあいとなる読書を励行するため、赤ちゃんと保護者が一緒に絵本を楽しむきっかけづくりとしての「赤ちゃんタイム」「こくじらひろば」などの取組を今後とも充実させてゆく必要があります。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

放課後児童会、公民館、子ども・子育て総合センターや地域で、さまざまな工夫をこらしたイベントや行事を開催し、読書の楽しさを伝えました。各現場では職員のほか、ボランティア講座、スキルアップ講座などの継続や普段の活動の実績により、経験を積んだボランティアの方々がその経験・知識・技能を活かし、講座等で講師的役割を担っています。人口が減少し高齢化が進む中で、今後もこのようなボランティアリーダーとなる人材を増やすとともに、活動に関わるボランティアの裾野を広げていく必要があります。

また、図書館からの集配送を利用し、地域・機関などで、図書館の団体貸出による本の供給が図られました。今後とも図書を集配送できる体制を維持し、直接的な本との出会いをより一層進める必要があります。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

幼稚園・保育所・認定こども園、学校等においては発達年齢等、多様な子どもにも配慮し、日常的にもイベントにおいても機会をとらえて読書の楽しさを伝える工夫をしています。学校では学校図書館において電算システムによる適正な蔵書管理、貸出・返却や蔵書検索などを効率的に行い、子どもたちが利用しやすい環境づくりを行いました。「読書タイム」や「読書ノート」などの取組は成果をあげています。オンラインを活用したB1などの取組も始まりました。情勢の変化に応じつつ、取組を行うことが求められています。また、学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向にあることから、中高生の世代に関して、読書活動を促す取組を更に進めることが重要です。

(4) 図書館における子どもの読書活動の推進

本市の厳しい財政状況の中、図書館では子どもの本の充実に努めてきましたが、今後とも整備を進める必要があります。来館した子ども・保護者への読書啓発とともに、電子書籍やホームページの充実など、来館していない子ども・保護者への読書啓発も進める必要があります。

障がいのある子どもや日本語以外を母語とする子どもの読書に関わる相談も増え、さまざまな媒体・形態の図書やさまざまな言語の図書を用意して対応する場面もありました。

図書館、各関係機関、地域や学校などがお互いに協力し、それぞれが持っている情報を共有し、より大きな力が発揮できるようなネットワークの構築を一層進める必要があります。

3. 第4次計画期間における数値目標の検証

第4次計画数値目標 計画中間年度…令和5年度 計画最終年度…令和7年度

※平成30年度は実績

	指 標	平成30年度 (実績)	令和5年度 (目標)	令和7年度 (目標)
図書館	① 0～18歳の図書館登録者率(%)	47.1	50.0	50.0以上
	② おはなし会等参加者数(人)	611	550	600以上
	③ 子ども(0～18歳) 1人当たりの個人貸出冊数(冊)	8.5	9.0	9.0以上
	④ 図書館の児童書利用冊数(冊)	225,904	226,000	226,000 以上
学校	⑤ 子ども1人当たりの 小学校図書館貸出冊数(冊)	52.6	51.0	52
	⑥ 子ども1人当たりの 中学校図書館貸出冊数(冊)	9	10.0	11
	⑦ 小学生不読率(1か月に本を1冊 も読まない子どもの割合) 11月調査(%)	0.1	1.0未満	1.0未満
	⑧ 中学生不読率(1か月に本を1冊 も読まない子どもの割合) 11月調査(%)	29.1	21.0	20.0
	⑨ 図書館から小中学校への団体 貸出冊数(冊)	6,883	6,000 以上	6,000 以上
地域	⑩ 図書館から放課後児童会、 地域文庫やボランティア団体 への団体貸出冊数(冊)	15,289	15,000 以上	15,000 以上

第4次計画数値目標における実績数値

	指標	30年度 (参考)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
図書館	①	47.1	48.4	48.7	47.9	46.3	44.9
	②	611	281	573	757	979	871
	③	8.5	4.8	5.6	5.9	5.6	5.7
	④	225,904	161,271	181,106	193,979	178,139	178,480
学校	⑤	52.6	51.3	61	60.2	57.5	54.9
	⑥	9	6.5	8.2	7.4	6.9	6.5
	⑦	0.1	0.3	0.6	0.3	0.6	1.1
	⑧	29.1	21.1	22.2	19.5	22.4	34.5
	⑨	6,883	3,559	5,226	4,457	3,777	3,509
地域	⑩	15,289	15,444	15,944	16,172	16,065	16,206

※人口推移

	30年度 (参考)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年齢0～18歳	14,953	13,933	13,422	13,119	12,791	12,449
全体	105,377	102,920	101,276	100,039	98,786	97,359

(1) 図書館における指標①～④について

図書館における指標は①0～18歳の図書館登録者率(%) ②おはなし会等参加者数(人) ③子ども(0～18歳)1人当たりの個人貸出冊数(冊) ④図書館の児童書利用冊数(冊)です。①については4カ月児健康診査時に図書館職員が0歳児に図書館利用者カードを発行する取組を平成28年度から始めていました。中止期間を経て、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたタイミングで再開しました。このような状況であり、子ども自身の図書館利用者登録は伸び悩んでいます。4年生以上の市立小学生、中学生、大阪府立長野高等学校、清教学園中学校高等学校には来館せずとも図書館サービスが受けられるよう電子図書館利用者IDを配付するなどの取組をはじめています。②については、中止期間を経て、おはなし会の実施時間を来館者の多い土曜日に変更したり、換気のできるスペースでの開催が必要だったことから、オープンスペースで楽しめるよう手法変更を行っています。③④については新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための休館により、来館者が遠のいた影響が続く中で目標には届かず、今後とも改善を目指しつつ、継続した取組が必要となっています。

(2) 学校における指標⑤～⑨について

学校における指標は⑤子ども1人当たりの小学校図書館貸出冊数(冊) ⑥子ども1人当たりの中学校図書館貸出冊数(冊) ⑦小学生不読率(%) ⑧中学生不読率(%) ⑨図書館から小中学校への団体貸出冊数(冊)です。⑤については計画期間中おおむね目標を安定して達成しており、小学校では計画的に取組がなされ、一定の成果があがっているといえます。⑥子ども1人当たりの中学校図書館貸出冊数(冊)、⑦⑧の小・中学生不読率については、ゆるやかに改善傾向にあったものの目標数値には届いていません。これは電子書籍の普及も要因のひとつと考えられます(本調査は電子書籍は対象外)。また、中高生に対する取組が必要であることは国の第五次基本計画でも指摘されています。⑨図書館から小中学校への団体貸出冊数(冊)は下降傾向にあります。1人1台の学習者用端末の活用などによる学校や学校図書館における教育活動の変化や児童生徒数の減少などの影響が出ています。

(3) 地域における指標⑩について

地域における指標は⑩図書館から放課後児童会、地域文庫やボランティア団体への団体貸出冊数(冊)です。放課後児童会の対象学年が小学1年生～3年生から小学1年生

～6年生まで拡大し、クラス数が増加したことを要因に団体貸出は伸びています。また、福祉施設などへのパック貸出も行いました。今後もクラス数の変動や地域の状況を注視し、取り組む必要があります。

指標①～⑩を通して、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながらの開館が続き、それ以後も図書館利用はいまだ回復しきっていないといわざるをえませんが、小中学校や地域団体への団体貸出や保護者による利用によって、子ども達の周りに本があるという環境づくりにそれぞれが努力していることは数値にあらわれています。今後も社会情勢の変化も踏まえ、より一層豊かな子どもたちの読書活動推進につなげていく取組が必要です。



ゆめつく（乳幼児健診センター）での
「ようこそ えほんといっしょ」

4か月健康診査時に図書館職員による読み聞かせ、利用者カードの発行、ブックリストの配布などを行っています。



夏休み子ども教室（キックス）や
ゆいテラスでの「えほんのひろば」
市主催イベントなどの依頼に
応じ、「えほんのひろば」を
出展しています。「えほんの
ひろば」は市立小中学校でも
行っています。



「おはなしボランティア」との
イベントや研修

図書館おはなしのへやでは年齢別の「おはなし会」などを行っています。地域や学校で活動する「おはなしボランティア」向けの研修も開催しています。



第二章 子どもの読書活動を取り巻く情勢と国の基本的方針

国の第五次基本計画（令和5年3月）では、子どもの読書活動を取り巻く情勢とそれに対応した基本的方針が示されています。読書活動推進において考慮する点として、（1）不読率の低減（2）多様な子どもたちの読書機会の確保（3）デジタル社会に対応した読書環境の整備（4）子どもの視点に立った読書活動の推進が必要であることが挙げられています。

1. 子どもの読書活動を取り巻く情勢

（1）視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定

令和元年6月、視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし、読書バリアフリー法が公布・施行されました。また、令和2年7月、同法第7条に基づき、施策の一層の充実を図るため、令和2年度から令和6年度を対象期間とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（以下「読書バリアフリー基本計画」という。）が策定され、引き続き令和7年度から令和11年度を対象期間とする第二期計画が策定されました。

（2）教育におけるデジタル化の進展

令和3年9月のデジタル庁の設置をはじめ、政府全体で、我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向けた取組が進められています。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、教育DX（デジタルトランスフォーメーション）を見据えた教育のデジタル化のミッションとして「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を目指すことが掲げられています。

令和元年度補正予算において、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想に必要な経費が計上されました。令和2年度第1次補正予算において、1人1台端末整備の前倒しや、家庭でもつながる通信環境の整備など、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境の整備に必要な予算が計上されたことに加え、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）を踏まえ、令和2年度第3次補正予算、令和3年度予算に「GIGAスクール構想の拡充」等に必要な経費が計上され、GIGAスクール構想の実現が加速されています。

また、「学校教育の情報化の推進に関する法律」（令和元年法律第47号）に基づき、

学校教育の情報化の推進に関する施策の方向性やロードマップを示す「学校教育情報化推進計画」（令和4年12月26日）が策定され、さらに、ICTを活用するための環境整備やICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成等の基本方針が示されました。

デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）においては、将来を見越した地域活性化のためには、その基盤となる子どもたちの教育の質を、教育DX（デジタルトランスフォーメーション）を通じて全国どこでも向上させる必要があり、GIGAスクール構想を環境整備から利活用促進の段階に大きく進めていくこと等が示されました。さらに、GIGAスクール構想に基づくICT環境の整備に加え、ICTを最大限に活用した高等学校の教育環境改善のためのネットワークの構築等を通して、学校規模や地理的要因等にとらわれず教育の質を高める手段である遠隔教育の推進に取り組むことが示されました。また、図書館などの社会教育施設において、地域の教育力向上に向けて、ICTなどの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを行う取組を促進すること等が示されました。

（3）第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定

令和4年1月、国は、令和4年度から令和8年度を対象期間とする第6次学校図書館計画を策定しました。同計画は、全ての公立小中学校等において、「学校図書館図書標準」（平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定）の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ることとしました。同計画に基づく地方財政措置は、5年間で、2,400億円、前計画から50億円の増加となりました。

（4）その他の動き

大阪府では、国の計画策定を踏まえ、平成15年に「大阪府子ども読書活動推計画」（第1次）を策定し、平成23年に第2次計画を策定しました。それ以後は5年ごとに平成28年に第3次計画、令和3年に第4次計画と策定しています。第4次計画では、発達段階や生活の場に応じて、全ての子どもが読書への興味・関心を高め、必要な知識を得るとともに、自ら楽しみながら読書活動を行うことができる環境整備をするために、大阪全体で取組むとしています。

河内長野市においては、平成22年に行われた教育立市宣言および平成28年4月の「河内長野市教育大綱」の策定に伴って定められた「河内長野市教育推進プラン」において河内長野市の教育の重点目標・重点施策を示し、重点目標の一つとして「子どもたちや市民の読書活動の推進」を挙げました。第2期（令和3年度～令和7年度）の教育大綱に基づく教育推進プランにおいても、市民の読書活動の推進を目標として挙げ、その中で「読書は、豊かな人間性を育む上で非常に有効であり、継続的な読書活動の推進や、その楽しさを子どもたちに伝えるための持続的な取組が求められています。このた

め、「河内長野市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもたちをとりまく関係機関や地域との連携を図り、読書環境の醸成に取り組みます」としており、市の施策として、子どもの読書活動推進を位置づけています。

平成27年に国連サミットにおいて採択されたSDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）は、世界が抱える問題を解決するため、持続可能な社会をつくる17の目標と169のターゲットを定め、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、幅広い分野の課題に対して総合的に取り組むこととされています。図書館では、さまざまな図書館サービス・事業を通じて、SDGsの推進・普及のために貢献していきます。

2. 国における子ども読書活動の推進計画の基本的方針

（1）不読率の低減

子どもの読書活動の意義を踏まえれば、全ての子どもたちが本に接することができるようにすることが重要です。

子どもの不読率は、第四次基本計画の数値目標を達成していません。不読率の改善に向け、学校図書館に関するオリエンテーション等の学校種間の移行段階に着目した取組、読書に興味のない子どもも親しみやすい講座、体験活動等と連動した取組等の充実に努めること、また、小学校1年生の不読率に就学前の読み聞かせの実施が影響を与えているとの指摘もあり、乳幼児期からの読み聞かせを推進することが重要です。

高校生の不読率は、小学生、中学生に比して、高い状況が続いています。他方、一貫した上昇傾向にあるわけではありません。こうした状況を踏まえ、第四次基本計画の基本的な方針を維持し、乳幼児期から中学生までの読書習慣の形成を促すとともに、大人への過渡期にある高校生が読書の必要性を真に感じ、主体的に読書に興味・関心を持てるような取組の推進を図る必要があります。例えば、探究的な学習活動等に当たって、学校図書館や図書館の利活用を促進する取組の充実に努めます。また、高校生は、電子書籍を利用した読書経験等、大人に近い部分もあり、大人の不読の分析やその対応との連続性を勘案することも重要です。子どもだけに区切らず、大人も含めての読書活動の推進計画をつくる地方公共団体などもあり、これらの取組の推進を図る必要があります。

（2）多様な子どもたちの読書機会の確保

特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、小・中・高等学校の通常の学級に在籍しながら通級による指導を受けている児童生徒は増加しています。また、日本語指導を必要とする児童生徒も増加しています。さらに、特定分野に特異な才能のある児童生徒の存在も指摘されています。相対的貧困状態にあるとされる子どもも一定程度存在しています。本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子どもたちの存在も明らかになっています。読書活動の推進に当たっても、

多様な子どもたちを受容し、それに対応した取組を行うことが重要です。

中央教育審議会が令和3年1月に取りまとめた「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（以下「令和3年答申」という。）では、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」と位置付けました。

読書活動の推進に当たっても、全ての子どもたちの可能性を引き出すために、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に資する読書環境を整備し、読書機会の確保に努めることが求められます。そのためには、読書バリアフリー法を踏まえ、視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「アクセシブルな書籍」という。）及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「アクセシブルな電子書籍等」という。）の充実、日本語能力に応じた支援を必要とする子どもたちのための多言語対応等を含む、学校図書館、図書館等の読書環境の整備が不可欠です。

（3）デジタル社会に対応した読書環境の整備

学校においては、個別最適な学び、協働的な学びの一体的充実、新型コロナウイルス感染拡大や災害等における教育の保障を実現するため、GIGAスクール構想が着実に進展しています。また、図書館等の社会教育施設においては、デジタル基盤を強化するとともに、デジタル技術を活用することで、地域の教育力や国民全体のデジタルリテラシーを向上させ、デジタル田園都市国家構想の実現に貢献していくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、多様な子どもたちの読書機会の確保、非常時における図書等への継続的なアクセスを可能とするために、子どもたちの健康や発達段階等に配慮しつつ、電子書籍等の利用、学校図書館や図書館のDX（デジタルトランスフォーメーション）を進める必要があります。

既に、学校向け電子図書館を開設し、小学生の電子書籍を含む図書の貸出数が急増した地方公共団体もあります。新型コロナウイルス感染拡大の中、オンラインの読み聞かせ等を通じて、継続的な支援が行われました。こうした点も含め、より一層のデジタル化を推進することは重要です。

（4）子どもの視点に立った読書活動の推進

令和3年答申は、新学習指導要領に基づいて一人一人の子どもを主語にする学校教育の目指すべき姿を具体的に描くとともに、教師についても、子ども一人一人の学びを最大限に引き出し、子どもの主体的な学びを支援する伴走者としての役割を強調しました。

また、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、令和4年6月には、「こども家庭庁設置法」（令和4年法律第75号）や「こども基本法」（令和4年法律第77号）等が成立しました。これらを踏まえ、子どもの最

善の利益を実現する観点から、社会が保護すべきところは保護しつつ、子どもの意見を年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映させていくことが求められています。

読書活動の推進に当たっても、子どもが、それぞれ、好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動を行えるよう、アンケート等、様々な方法で子どもの意見聴取の機会を確保し、多様な子どもの意見を取組に反映させる等、子どもの視点に立った読書活動の推進を行うことが重要です。



図書館での「さわる絵本・布の絵本大公開」

ボランティアグループ「さわる絵本の会 河内長野」による手作りの「さわる絵本」「布の絵本」をおはなしのへやで公開します。パソコンで読む本マルチメディアデジラーの実演もします。



図書館での「多言語えほんのひろば」

「英語のおはなし会」など

図書館では英語絵本やそれ以外の外国語絵本、英語多読資料を計画的に整備しています。



図書館での市立学校取組紹介

図書館1階大展示ケースや児童書コーナーで

「B1」や「読書ノート」の紹介を行い、子どもたちの読書意欲を育てています。

第三章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の基本理念と目的

基本理念

本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念（第二条）にのっとりします。

子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念（第二条）より

目的

本計画は本市における子どもの読書環境を整備し、子どもが自主的な読書を行う習慣を身に付け、社会の中で一人の人間として生きる力を自らが養うことにより、次代を担う人づくりを進めることを目的とします。

2. 観点

本計画では、下記の観点を念頭に具体的な施策の方向を示します。

①本のある環境づくり

すべての子どもの身近に手に取って読める本があり、気軽に読書を楽しむことができるよう、本のある環境づくりを進めます。

②本に親しむ出会いづくり

さまざまな本との出会いを工夫し提供して、読書の楽しさを伝えていきます。

③子どもと本をつなぐ人づくり

子どもの周りにいる大人の理解と関心を深め、大人が子どもと本をつなぐ架け橋の役目を果たすよう働きかけます。

④子どもと本をつなぐ体制づくり

子どもと本をつなぐためにお互いに連携・協力し、より大きな力が発揮できるような体制づくりをします。

3. 基本目標

本計画の目的を実現するために、施策の柱となる基本目標を以下のとおりに定めます。

家庭における子どもの読書活動の推進

読み聞かせの楽しさや読書の重要性について、子どもの最も身近な存在である保護者に対して理解の促進を図り、広く普及するよう努めます。

地域における子どもの読書活動の推進

各関係機関、ボランティアとの連携・協力を図り、地域において、さまざまな本との出会いを工夫し提供して、子どもの読書環境をより充実させるよう努めます。

学校等における子どもの読書活動の推進

幼稚園・保育所・認定こども園での絵本や物語に親しむ環境の整備や、各学校段階で生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるための取組を進めます。

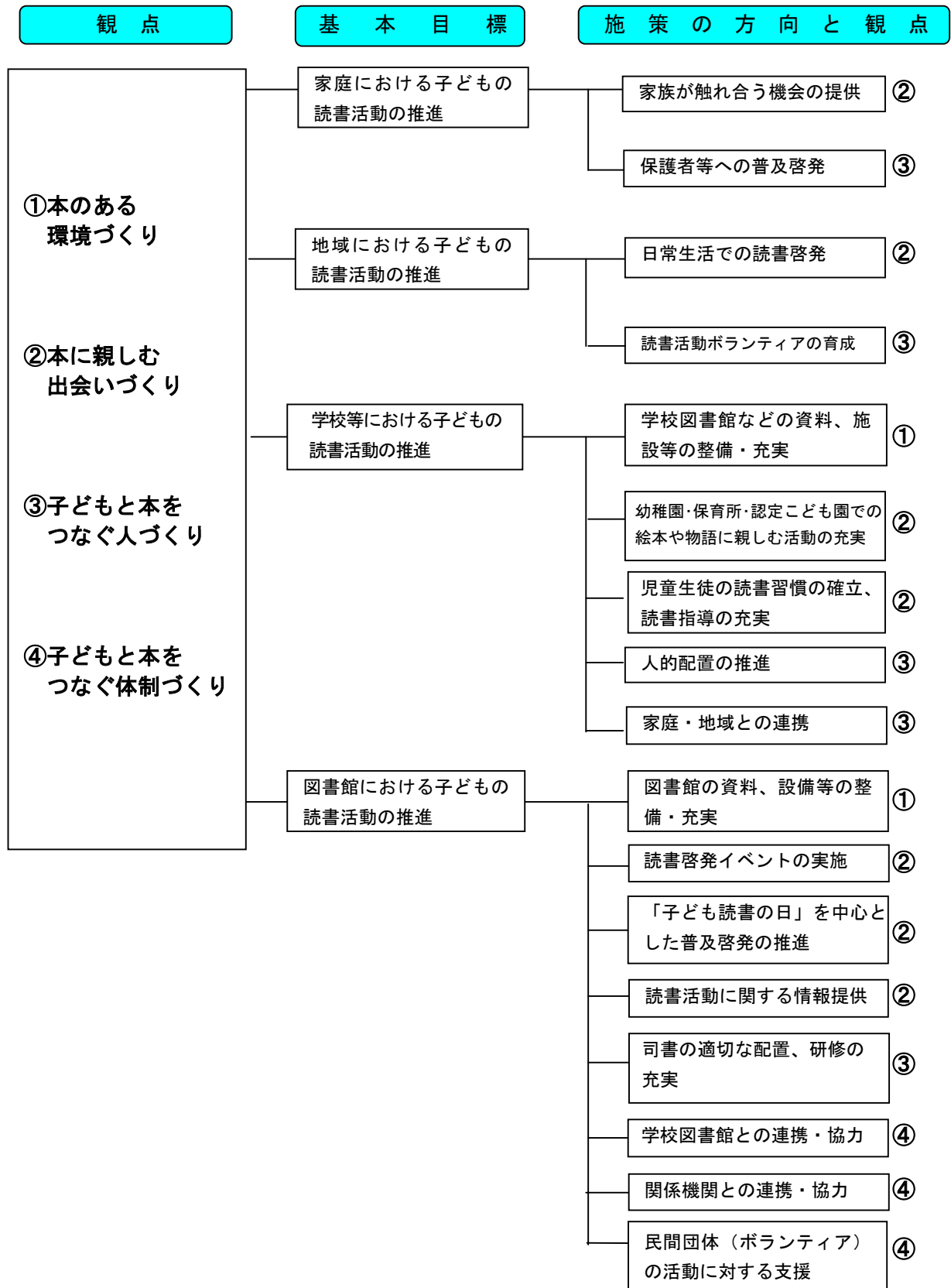
図書館における子どもの読書活動の推進

子どもが利用しやすい環境の整備や資料の充実を図るとともに、「子ども読書の日」（4月23日）にちなんだ行事の開催など、子どもの読書活動についての関心と理解を深め、積極的な読書活動を行う意欲を高めるための取組を進めます。

4. 計画の期間

令和8（2026）年度を初年度に令和17（2035）年度までのおおむね10年間とします。ただし、計画期間中においても必要に応じ、記述内容の変更・修正ができるものとします。

第四章 子どもの読書活動推進のための取組



1. 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 家族が触れ合う機会の提供（観点② 本に親しむ出会いづくり）

子どもの最も身近な存在である保護者が、子どもと共に読書の楽しさを分かち合い、読書に親しむことができるような機会の提供に努めます。

子どもの読書活動を促すためには、最も身近な存在である保護者が、子どもと共に読書の楽しさを分かち合い、読書に親しむことが必要です。乳幼児期から小学校低学年にかけては、家庭が子どもの生活の基本であり、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣付けることが重要です。

この時期に家庭で読書を楽しむことは、一冊の本を媒介にして家族が話し合う機会を持ち、絆（きずな）を深める手段となります。また、読書を大切にす家庭の雰囲気をつくることは、子どもの読書を進めるうえで非常に大きな力となります。各家庭で多種多様な本をそろえることは困難であっても図書館などの貸出やリサイクル本などを活用することで、本のある家庭環境をつくることができます。各家庭では、図書館や地域文庫などを定期的に利用することを心がけることが大切です。

<家庭での主な取組>

- ◆図書館や地域文庫などの定期的利用
- ◆読み聞かせや寝る前の読書など、家族のふれあいとなる読書の励行
- ◆大人が読書を楽しむ姿を見せたり、子どもの頃好きだった本の話をしたりするような読書への誘いかけ
- ◆おはなし会などの催しへの参加
- ◆リサイクル本の活用

(2) 保護者等への普及啓発（観点③ 子どもと本をつなぐ人づくり）

保護者と接する機会を積極的に利用し、家庭で読書に親しむ環境を整えるよう啓発に努めます。

読み聞かせや読書の大切さ、意義について保護者等に対して広く普及し、理解してもらえるよう、啓発活動を行っていきます。幼稚園・保育所・認定こども園や学校を通じて、また、乳幼児健康診査や地域子育て支援拠点事業※22などの場を通じて、啓発活動を行うほか、子どもや保護者にとって身近で目にし

やすい方法での情報発信を行います。

<主な取組>

- ◆乳幼児健康診査での年齢層にあった情報提供と啓発
- ◆地域子育て支援拠点事業などでの情報提供と相談・啓発
- ◆学校だより、園だよりや学校ホームページ、参観などの機会を利用した保護者への情報提供と啓発
- ◆図書館でのブックリストの紹介や相談・啓発
- ◆図書館利用促進のPR

2. **地域における子どもの読書活動の推進**

(1) 日常生活での読書啓発（観点② 本に親しむ出会いづくり）

日常生活の中で子どもが読書に親しむ機会を作ることや、イベントなどの実施を通して、読書の楽しさや有用性を伝えます。

子どもが読書習慣を身につけるためには、日常生活の中で幅広い働きかけを継続して行っていく必要があります。公民館や子ども・子育て総合センターでは、おはなし会や絵本の展示・貸出などさまざまなプログラムによる子どもと本の出会いづくりを行っています。保護者や祖父母世代など大人に対しても子どもの読書活動への理解深める講座やイベントを実施します。また、放課後児童会や福祉施設等での本に親しむ機会の充実を図ります。

<主な取組>

- ◆放課後児童会での本に親しむ機会の充実
- ◆公民館や子ども・子育て総合センターでの多様な読書啓発イベントの実施
- ◆地域での読書啓発イベントの促進
- ◆放課後等デイサービス等の福祉施設への資料の提供

(2) 読書活動ボランティアの育成（観点③ 子どもと本をつなぐ人づくり）

地域の文庫やおはなしボランティア団体などの育成と支援を図ります。

市内では、地域文庫やおはなし会、市民向けの講演会の実施や子どもの本についての勉強会など、読書につながるさまざまな市民活動が行われています。子どもの読書活動を推進するうえで、これらの市民活動は欠くことのできない

ものとなっています。地域文庫などへの資料・情報提供や資料配送などにより活動を支援したり、新たな読書活動ボランティアの育成を通じてボランティアの人数確保と技術継承を促すことにより、子どもが読書に親しむための人づくりを進めます。

<主な取組>

- ◆ボランティア講座・スキルアップ講座などの実施
- ◆おはなし会などボランティア団体への活動場所の提供
- ◆地域文庫やボランティア団体への資料・情報の提供
- ◆地域文庫などへの資料配送

3. **学校等における子どもの読書活動の推進**

(1) **学校図書館などの資料、施設等の整備・充実（観点① 本のある環境づくり）**

子どもにとって最も身近な図書館である学校図書館や、幼稚園・保育所・認定こども園の蔵書の充実を図ります。

子どもの読書活動の機会を充実していくためには、知的好奇心を刺激し、興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させることが必要です。

また、学校図書館は学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、読書活動における利活用に加え、さまざまな学習・指導場面での利活用を通じて、子どもたちの言語能力、情報活用能力、問題解決能力や批判的吟味力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割が期待されています。これらを含め、「学校図書館ガイドライン」も参考にしながら、学校図書館の整備・充実を図ることが重要です。平成23年度に策定された「河内長野市立学校図書館資料収集方針」に基づき、障がいのある子どもや日本語以外を母語とする子どもなど、多様な子どもに配慮しながら蔵書の充実を図ります。

幼稚園・保育所・認定こども園においても、子どもが絵本などに親しむ機会を確保する必要から図書の整備・充実を推進します。

<主な取組>

- ◆学校図書館での新鮮な図書の収集
- ◆幼稚園・保育所・認定こども園での絵本などの充実（図書館からのパック貸出活用などを含む）

(2) 幼稚園・保育所・認定こども園での絵本や物語に親しむ活動の充実

(観点②本に親しむ出会いづくり)

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行います。

子どもが毎日通う幼稚園・保育所・認定こども園では、「幼稚園教育要領」・「保育所保育指針」・「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、日々のカリキュラムの中に絵本と親しむ時間を組み入れています。乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うとともに、保護者等に対し読み聞かせ等の大切さや意義を伝えます。

<主な取組>

- ◆幼稚園・保育所・認定こども園での本に親しむ機会の充実（読み聞かせなど）
- ◆幼稚園・保育所・認定こども園での行事に組み込んだ読書啓発イベントの実施及び促進

(3) 児童生徒の読書習慣の確立、読書指導の充実

(観点②本に親しむ出会いづくり)

各学校段階において、児童生徒が生涯にわたる読書習慣を身に付けられるようさまざまな図書に触れられる機会の確保に努めます。

子どもの読書活動に対する指導等を行う司書教諭などの教員と言語力向上司書（学校司書）が連携・協力し、学校図書館の図書分類や整理、テーマ展示や図書便りの発行などを行い、使いやすい学校図書館づくりを進めます。それとともに、言語活動を充実させることや、学校図書館を計画的に利用しその機能の充実を図る学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等において学校図書館の活用を拡大し、言語に関する能力の育成や、人間形成や情操の涵養に重要な読書活動を推進します。

学校図書館（小学校）新聞を読もう

「学校読書活動推進目標」に基づき、各教科等の授業で学校図書館が計画的に活用されています。



<主な取組>

- ◆ 図書の整理や、電算システムを活用した目録の整理・点検
- ◆ 配架やテーマ展示など使いやすい学校図書館づくりの推進
- ◆ 学校図書館の授業への活用の推進
- ◆ 学校での「読書タイム」など読書時間の確保と実施
- ◆ 学校での読書啓発イベントの実施
- ◆ 学校ごとの「学校読書活動推進目標」の設定

(4) 人的配置の推進（観点③子どもと本をつなぐ人づくり）

学校図書館の機能を発揮するため、本の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った職員の配置と育成に努めます。

子どもの読書活動を推進するためには、家庭・地域での人づくりのほかに専門職員の存在が必要になります。司書は児童図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導、ボランティア等との連携促進など、子どもの読書活動を推進するうえで重要な役割を担っています。学校では、司書教諭や言語力向上司書（学校司書）が配置され学校内での子どもの読書活動を支援しています。今後も専門司書職員の配置・活用を進めるとともに、研修などによる専門性の向上を目指します。

<主な取組>

- ◆ 司書教諭の適正な配置と研修体制の整備
- ◆ 言語力向上司書（学校司書）の適正な配置と研修の充実

(5) 家庭・地域との連携（観点③子どもと本をつなぐ人づくり）

地域の人材が学校で活動する場を広げます。

子どもの読書活動を支援していくうえで、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで子どもの読書活動を推進することが重要です。地域文庫やおはなしボランティア団体が、おはなし会や読み聞かせなどの活動を学校で行っているところがあります。活動が行われていない学校でも、おはなしボランティアが活動できるよう、また、ボランティアの活動をおはなし会や読み聞かせなどに限らず、学校図書館でのリサイクル図書の受入や蔵書の整理などの運営面で司書教諭や言語力向上司書（学校司書）との連携と協力を図りながら検討し、その活動の場を広げます。

<主な取組>

- ◆ボランティアによる読み聞かせや蔵書の整理などの促進と連携

4. **図書館における子どもの読書活動の推進**

(1) 図書館の資料、設備等の整備・充実（観点①本のある環境づくり）

すべての子どもが読書を楽しめるよう、図書館・公民館図書室の蔵書の充実を図り、子どもたちの身近に本がある環境整備に努めます。

子どもの読書活動を推進していくためには、図書館・公民館図書室に、豊富で多様な蔵書を整備していくことが必要です。子どもが手に取って読みたくなるような、魅力ある豊かな蔵書を整備し、子どもがそれぞれの年齢や読書力に応じた本を読めるように、そして、障がいのある子どもや日本語以外を母語とする子どもなど、多様な子どもに配慮しながら図書館・公民館図書室の蔵書の充実を図ります。また、貸出などの図書館サービスを直接利用者に提供するサービスポイントとして公民館図書室8室と自動車文庫の23ステーションを市内に配置し、自宅にしながら利用できる電子図書館を充実させるなど、子どもの身近なところまで図書館サービスを届けます。

<主な取組>

- ◆児童、ヤング向けなど子どもにとって魅力ある蔵書（電子書籍を含む）の充実
- ◆学校支援用図書や幼稚園・保育所・認定こども園や福祉施設等に対応した団体貸出用パックの整備
- ◆自動車文庫の活用
- ◆さわる絵本・布の絵本の制作の充実と利用の促進、アクセシブルな書籍等の充実
- ◆英語絵本や英語多読資料など外国語図書の計画的な収集

(2) 読書啓発イベントの実施（観点②本に親しむ出会いづくり）

楽しいイベントを実施して、子どもの気持ちを読書にひきつけていきます。

図書館では、子どもが読書に親しむきっかけをつくるために、毎月のおはなし会のほか、絵本などの資料の展示、読書啓発イベントなど、さまざまなプ

プログラムによる子どもと本の出会いづくりを行っていきます。また、読書から離れがちな中高生においても、生涯にわたって読書を楽しむ習慣が身に付ききっかけとなるような本と出会う機会を提供できるよう、中高生向けの事業の充実に努めます。本を介して人と人が出会う集いの場として整備した「こもれび広場」では若年層も広く本を楽しめるよう活用を図ります。

<主な取組>

- ◆図書館での多様な読書啓発イベントの実施
- ◆中高生向け事業の充実（高校生ボランティア、図書館ツアーなど）
- ◆こもれび広場を活用した「大人も楽しむ絵本の会」などの実施

(3) 「子ども読書の日」を中心とした普及啓発の推進

(観点②本に親しむ出会いづくり)

「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めます。

「子ども読書の日」（4月23日）は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」に設けられたものです。このため、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるとともに、ポスター等の掲示などを通じて普及啓発を図ります。

<主な取組>

- ◆図書館での「子ども読書の日」関連イベントの実施
- ◆「子ども読書の日」の普及啓発

(4) 読書活動に関する情報提供（観点②本に親しむ出会いづくり）

子どもの読書活動の機会に関する情報を積極的に提供します。

図書館が所蔵する児童・ヤング向け図書や乳幼児向け図書に関する情報や、おはなし会の開催などの情報を積極的に提供します。また、図書館のホームページでのお知らせやメールマガジンの発行など、子どもや保護者にとって身近で目にしやすい方法で情報発信を充実させます。

<主な取組>

- ◆児童向け・ヤング向け図書館だよりでの図書情報提供や資料展示、ブックリスト、パスファインダーなどの作成、配布
- ◆市のホームページ等の活用、各イベント情報等のメール配信など
- ◆ICT利用を含めた図書館利用教育の実施

(5) 司書の適切な配置、研修の充実（観点③子どもと本をつなぐ人づくり）

司書の適切な配置を進めるとともに研修体制を整備し、子どもの読書活動について幅広く施策を進めることができる職員を育成します。

司書は児童図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する支援やボランティア等との連携促進など、子どもの読書活動を推進するうえで重要な役割を担っています。図書館では児童書コーナーに専門司書職員を配置して、読書活動を推進しています。今後も専門司書職員の配置・活用を進めるとともに、研修などによる専門性の向上を目指します。

<主な取組>

- ◆図書館での専門職員の配置と研修の充実

(6) 学校図書館との連携・協力（観点④子どもと本をつなぐ体制づくり）

資料提供や情報交換などさまざまな面から図書館と学校図書館との連携を進めます。

学校図書館は自由な読書活動や読書指導の場であり、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。市内の各小中学校では、学校図書館の図書のほかに図書館の団体貸出や学校支援貸出も利用して、学校での読書活動を進めています。図書館は、司書教諭や言語力向上司書（学校司書）との連絡を密にし、効果的な図書の選定や活用ができるよう、図書館と学校図書館との連携を進めます。また図書館と学校との配本システムなどを維持継続します。

<主な取組>

- ◆学校図書館と図書館との連携体制の充実
- ◆教員研修などの機会を捉えた児童、生徒、教職員へのレファレンスサービ

スについてのPR

- ◆学校支援貸出などの配本システムの維持継続
- ◆ブックリスト、パスファインダーなどの情報交換
- ◆マルチメディアデジター、さわる絵本・布の絵本など、さまざまな媒体の資料の学校への提供および電子図書館利用者IDの配付による利用促進

(7) 関係機関との連携・協力（観点④子どもと本をつなぐ体制づくり）

資料提供や情報交換など、さまざまな面から図書館と各関係機関との連携を進めます。

市全体で子どもの読書環境の整備を図っていくためには、子どもと関わる各関係機関との連携・協力が重要です。資料提供や情報交換、事業への協力などさまざまな面で連携できる体制をつくり、子どもの読書活動の推進につなげるように努めます。

<主な取組>

- ◆公民館主催事業との連携などによる図書の相互利用の促進
- ◆社会教育第1課の主催事業との連携・協力
- ◆乳幼児健康診査などでの普及啓発
- ◆子ども・子育て総合センターとの連携・協力

(8) 民間団体（ボランティア）の活動に対する支援

（観点④子どもと本をつなぐ体制づくり）

図書館と地域で活動する団体との連携、支援する体制をつくりまします。

図書館では、おはなし会やさわる絵本制作などのボランティアを養成し、連携による事業活動を進めています。ボランティア団体などが主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、全体として子どもの読書活動の一層の推進につながります。図書館を中心に、子どもの読書活動に関わるすべての団体や個人との連携の輪をつくり、情報交換や相互協力などにより、子どもたちに多くの読書の機会が提供できるような体制の整備を進めます。

<主な取組>

- ◆地域文庫やおはなしボランティアなどの連絡会への支援、協力事業の実施
- ◆ボランティアなどへの講座、研修の情報提供と実施

第五章 子ども読書活動推進計画の推進のために

1. 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」や「河内長野市総合計画」に基づき、「河内長野市教育立市宣言」を踏まえ、市全体で子どもの読書環境の整備を図っていくことを目的に、今後取り組むべき施策を具体的に示すもので、教育を推進する基本理念や基本方針を示した「教育大綱」、今後取り組むべき重点目標を明らかにした「教育推進プラン」とともに本市の子どもの読書活動を推進します。

また、本市では、SDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会、環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組むこととしており、本計画では、SDGsの17の目標のうち、次の目標の達成に向けた取組を推進します。

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**



目標4【質の高い教育をみんなに】
すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

2. 推進体制の整備

庁内組織である「河内長野市子ども読書活動推進会議」により関係各課の情報交換や事業調整を行い「河内長野市子ども読書活動推進計画」の効果的な推進を図ります。

3. 財政上の措置など

本計画に掲げられた取組を実施し、「教育立市」にふさわしい教育によるまちづくりに向け、財政上の措置を講ずるよう努めます。

また、国に対しては、学校図書館の充実及び本計画推進に必要な財政上の措置を講ずるよう働きかけていきます。

大阪府に対しては、市立図書館への支援や学校図書館の充実のため、必要な財政上の措置を講ずるよう働きかけていきます。

<用語説明>

※1ブックリスト

読書活動に役立てることを目的にテーマごとにまとめられた本の一覧表のこと。市立図書館では、4か月児健康診査時における「ようこそ えほんといっしょ」事業で配付している赤ちゃん絵本の紹介リストや館内で展示した本のリストなどを作成しています。

※2赤ちゃんタイム

1歳以上の赤ちゃんと保護者が対象。人形や小道具を使ったわらべうた、手あそびや読み聞かせを楽しみ、ことばに親しみ、本に親しめる場づくりを目的に市立図書館おはなしのへやで開催しています。

※3ヤング

中学生から18歳までの青少年のこと。市立図書館にはヤングコーナーを設け、ヤング向けサービスを展開しています。

※4地域支援出前保育事業

地域(育児サークルや福祉委員会・自治会主催の遊びの広場など)からの希望により、保育士を派遣し、保育所での遊びの紹介や絵本の読み聞かせなどを行う事業。

※5読書ノート

子どもたちが意欲を持って読書活動に取り組めるよう、市が独自に作成し、主に小学校で取り組んでいます。50冊の本を読み終わると1冊のノートが終了します。

※6学校図書館図書標準

平成5(1993)年に当時の文部省が発表した、公立義務教育諸学校における、学級規模ごとの目標蔵書冊数を定めたもの。

※7学校読書活動推進目標

学校図書館 読書活動推進プラン(本市各学校における図書館教育の指針とし、学校における子どもの読書活動の推進を図るため策定されたプラン)に基づいて、各学校ごとに定める推進目標。

※8Best Book Battle(略称B1(ビーワン))

市立各学校で小学5年生と中学2年生を対象に実施する本の紹介合戦。投票により代表本を決定し、ICTを使った学校間の交流の場で紹介するという企画。

※9 言語力向上司書（学校司書）

市ではすべての教科等の学習の基礎となる国語力（言語活用能力）の育成のために、学校図書館を有効に活用するべく、言語力向上司書（学校司書）が小中学校全校に配置されています。

※10 地域文庫

地域の施設などに図書をそろえ、子どもを中心とした近隣の住民に対して読書活動を行うこと。購入した図書のほか寄贈書や図書館からの団体貸出による図書を所蔵し、ボランティアにより運営されています。「家庭文庫（個人が家庭の一部を開放して行う文庫活動）」もこの中に含まれています。

※11 学校支援用図書

小・中学校の調べ学習や学級文庫など、学校での利用のために整備された図書。

※12 えほんのひろば

絵本や写真集などを表紙が見えるように展示し、参加者が自由に手に取り、読みあう空間を作ります。その中で参加者が思い思いの方法でさまざまな本を手に取ることで、より一層、本に親しむ姿勢を育みます。

※13 さわる絵本

視覚障がいをもつ子どもたちのために、布などを使って絵の部分を立体化し、文字を点字で表すことによってさわって楽しむことができるようにつくられた絵本。市立図書館では、ボランティア団体「さわる絵本の会河内長野」のメンバーが工夫を凝らして制作しています。

※14 布の絵本

聴覚・触覚・手足の運動・情緒などさまざまな障がいをもつ子どもたちのために、布などを使って、絵を着脱したり動かしたりできるようにつくられた絵本。市立図書館では、ボランティア団体「さわる絵本の会河内長野」のメンバーが工夫を凝らして制作しています。

※15 マルチメディアデイジー

紙による印刷物を読むことが困難な人々のための世界共通の情報システムで、パソコンやタブレット型端末、専用機器等で音声聞きながら、同時に文字や絵・写真を見ることができます。

※16 ピクトグラム

「絵文字」とも呼ばれる、情報や注意を示すために表示される視覚記号（サイン）。文字による文章で表現する代わりに、単純で視覚的な図で表現されます。

※17 英語多読資料

やさしい絵本から始めて、英文を和訳せずにそのまま理解することを目指して、たくさんの本を読むことを「英語多読」といい、それに向けた資料を市立図書館では整備しています。

※18 図書館ツアー

図書館の利用者教育の一環として図書館職員が、利用者に図書館の機能を説明しながら館内を案内する見学会。

※19 カフェふくろう

認知症の人やその家族、地域住民、専門職などが気軽に集える場所として河内長野市内で開催されている「まちかどカフェ」のうち市立図書館が会場となるものは「カフェふくろう」と名づけられています。

※20 パスファインダー

あるテーマに関する資料や情報を収集する手順をまとめた情報検索ツール・調べ方ガイドのこと。利用者のニーズに合わせて具体的なテーマ（例えば「世界遺産」「環境問題」など）ごとに作成されます。

※21 レファレンスサービス

利用者が学習・調査・研究のために必要な資料や情報を求めたとき、図書館職員が図書館の資料と機能を活用して、資料の検索を援助し、資料を提供し、あるいは回答を与えるなど、利用者と資料とを結びつける業務。市立図書館では「調査・相談コーナー」を設けサービスを行っています。

※22 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。



図書館「こもれび広場」の活用
本を介して人と人が出会う集いの場として整備した「こもれび広場」では、高校生ボランティアのPOPづくりや「大人も楽しむ絵本の会」など、広く本を楽しむよう、取組をしています。

推進機関等による子どもの読書活動推進のための取組（行動計画）

1. 家庭における子どもの読書活動の推進

（1）家族が触れ合う機会の提供（観点② 本に親しむ出会いづくり）

<家庭での主な取組>

- ◆図書館や地域文庫などの定期的利用
- ◆読み聞かせや寝る前の読書など、家族のふれあいとなる読書の励行
- ◆大人が読書を楽しむ姿を見せたり、子どもの頃好きだった本の話をしてたりするような読書への誘いかけ
- ◆おはなし会などの催しへの参加
- ◆リサイクル本の活用

（2）保護者等への普及啓発（観点③ 子どもと本をつなぐ人づくり）

<主な取組>

- ◆乳幼児健康診査での年齢層にあった情報提供と啓発（こどもファミリーセンター/図書館）
- ◆地域子育て支援拠点事業などでの情報提供と相談・啓発（こどもまんな課/こどもファミリーセンター）
- ◆学校日より、園日よりや学校ホームページ、参観などの機会を利用した保護者への情報提供と啓発（学校教育課/こどもまんな課）
- ◆図書館でのブックリストの紹介や相談・啓発（図書館）
- ◆図書館利用促進のPR（図書館）

2. 地域における子どもの読書活動の推進

（1）日常生活での読書啓発（観点② 本に親しむ出会いづくり）

<主な取組>

- ◆放課後児童会での本に親しむ機会の充実（こどもまんな課）
- ◆公民館や子ども・子育て総合センターでの多様な読書啓発イベントの実施（社会教育第1課/こどもファミリーセンター）
- ◆地域での読書啓発イベントの促進（図書館）
- ◆放課後等デイサービス等の福祉施設への資料の提供（図書館）

（2）読書活動ボランティアの育成（観点③ 子どもと本をつなぐ人づくり）

<主な取組>

- ◆ボランティア講座・スキルアップ講座などの実施（図書館）
- ◆おはなし会などボランティア団体への活動場所の提供（図書館/社会教育第1課）
- ◆地域文庫やボランティア団体への資料・情報の提供（図書館）
- ◆地域文庫などへの資料配送（図書館）

3. 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 学校図書館などの資料、施設等の整備・充実（観点① 本のある環境づくり）

<主な取組>

- ◆学校図書館での新鮮な図書の収集（教育総務課/学校教育課）
- ◆幼稚園・保育所・認定こども園での絵本などの充実（図書館からのパック貸出活用などを含む）（こどもまんな課）

(2) 幼稚園・保育所・認定こども園での絵本や物語に親しむ活動の充実（観点②本に親しむ出会いづくり）

<主な取組>

- ◆幼稚園・保育所・認定こども園での本に親しむ機会の充実（こどもまんな課）
- ◆幼稚園・保育所・認定こども園での行事に組み込んだ読書啓発イベントの実施及び促進（こどもまんな課）

(3) 児童生徒の読書習慣の確立、読書指導の充実（観点②本に親しむ出会いづくり）

<主な取組>

- ◆図書の整理や、電算システムを活用した目録の整理・点検（学校教育課）
- ◆配架やテーマ展示など使いやすい学校図書館づくりの推進（学校教育課）
- ◆学校図書館の授業への活用の推進（学校教育課）
- ◆学校での「読書タイム」など読書時間の確保と継続実施（学校教育課）
- ◆学校での読書啓発イベントの実施（学校教育課）
- ◆学校ごとの「学校読書活動推進目標」の設定（学校教育課）

(4) 人的配置の推進（観点③子どもと本をつなぐ人づくり）

<主な取組>

- ◆司書教諭の適正な配置と研修体制の整備（学校教育課）
- ◆言語力向上司書（学校司書）の適正な配置と研修の充実（学校教育課）

(5) 家庭・地域との連携（観点③子どもと本をつなぐ人づくり）

<主な取組>

- ◆ボランティアによる読み聞かせや蔵書の整理などの促進と連携（学校教育課）

4. 図書館における子どもの読書活動の推進

(1) 図書館の資料、設備等の整備・充実（観点①本のある環境づくり）

<主な取組>

- ◆児童、ヤング向けなど子どもにとって魅力ある蔵書（電子書籍を含む）の充実（図書館）
- ◆学校支援用図書や幼稚園・保育所・認定こども園や福祉施設等に対応した団体貸出用パックの整備（図書館）
- ◆自動車文庫の活用（図書館）
- ◆さわる絵本・布の絵本の制作の充実と利用の促進、アクセシブルな書籍等の充実（図書館）

- ◆英語絵本や英語多読資料など外国語図書の計画的な収集（図書館）

（２）読書啓発イベントの実施（観点②本に親しむ出会いづくり）

＜主な取組＞

- ◆図書館での多様な読書啓発イベントの実施（図書館）
- ◆中高生向け事業の充実（高校生ボランティア、図書館ツアーなど）（図書館）
- ◆こもれび広場を活用した「大人も楽しむ絵本の会」などの実施（図書館）

（３）「子ども読書の日」を中心とした普及啓発の推進（観点②本に親しむ出会いづくり）

＜主な取組＞

- ◆図書館での「子ども読書の日」関連イベントの実施（図書館）
- ◆「子ども読書の日」の普及啓発（図書館）

（４）読書活動に関する情報提供（観点②本に親しむ出会いづくり）

＜主な取組＞

- ◆児童向け・ヤング向け図書館だよりでの図書情報提供や資料展示、ブックリスト、パスファインダーなどの作成、配布（図書館）
- ◆市のホームページ等の活用、各イベント情報等のメール配信など（図書館）
- ◆ICT利用を含めた図書館利用教育の実施（図書館）

（５）司書の適切な配置、研修の充実（観点③子どもと本をつなぐ人づくり）

＜主な取組＞

- ◆図書館での専門職員の配置と研修の充実（図書館）

（６）学校図書館との連携・協力（観点④子どもと本をつなぐ体制づくり）

＜主な取組＞

- ◆学校図書館と図書館との連携体制の充実（図書館）
- ◆教員研修などの機会を捉えた児童、生徒、教職員へのレファレンスサービスについてのPR（図書館）
- ◆学校支援貸出などの配本システムの維持継続（図書館）
- ◆ブックリスト、パスファインダーなどの情報交換（図書館）
- ◆マルチメディアデジター、さわる絵本・布の絵本など、さまざまな媒体の資料の学校への提供および電子図書館利用者IDの配付による利用促進（図書館）

（７）関係機関との連携・協力（観点④子どもと本をつなぐ体制づくり）

＜主な取組＞

- ◆公民館主催事業との連携などによる図書の相互利用の促進（図書館）
- ◆社会教育第1課の主催事業との連携・協力（図書館）
- ◆乳幼児健康診査などでの普及啓発（図書館）
- ◆子ども・子育て総合センターとの連携・協力（図書館）

（８）民間団体（ボランティア）の活動に対する支援（観点④子どもと本をつなぐ体制づくり）

＜主な取組＞

- ◆地域文庫やおはなしボランティアなどの連絡会への支援、協力事業の実施（図書館）
- ◆ボランティアなどへの講座、研修の情報提供と実施（図書館）

数値目標等

<数値目標>

計画中間年度…令和12年度

計画最終年度…令和17年度

	指 標	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)	令和17年度 (目標)
図書館	子ども(0～18歳)1人当たりの 個人貸出冊数(冊)	5.7	6.0	6.0以上
	子ども(0～18歳)1人当たりの 蔵書冊数(児童・ヤング)(冊)	13.9	14.6	14.6以上
学校	子ども1人当たりの 小学校図書館貸出冊数(冊)	54.9	51.0	52.0
	子ども1人当たりの 中学校図書館貸出冊数(冊)	6.5	10.0	11.0
地域	図書館から放課後児童会、 地域文庫やボランティア 団体への団体貸出冊数(冊)	16,206	15,000 以上	15,000 以上

<参考数値>

人口の推移

	令和6年度	令和12年度 (推計)	令和17年 3月末 (推計)
河内長野市人口(人)	97,359	88,195	81,601
河内長野市人口(0～14歳)(人)	9,212	7,524	6,539

※推計はコーホート変化率法による人口推計に基づく各年度・各年齢層試算結果(R2.3末～R7.3末の5ヶ年傾向より)

図書館のおはなし会等参加者数(人)	871	744	618
図書館の児童書利用冊数(冊)	178,480	145,775	126,691
小学生不読率(1か月に本を1冊も読まない子どもの割合)(%)	1.1	—	—
中学生不読率(1か月に本を1冊も読まない子どもの割合)(%)	34.5	—	—
図書館から小中学校への団体貸出冊数(冊)	3,509	2,866	2,490
市立小中学生(小学4年生～中学3年生) 電子図書館利用状況(のべ閲覧点数)	41,860	—	—

※図書館のおはなし会等参加者数(人)、図書館の児童書利用冊数(冊)、図書館から小中学校への団体貸出冊数(冊)について、人口の推移により、予想できる見込み値を示しています。

※市立小中学生(小学4年生～中学3年生)電子図書館利用状況については、対象児童生徒に配付している電子図書館利用者IDによる利用状況を示しています。